

下水道事業経営戦略検討書

計画期間[2024年～2033年]

下水道事業
浄化槽事業

令和 6 年 3 月

埼玉県比企郡嵐山町
株式会社東京設計事務所

目次

1. 下水道事業経営戦略の策定にあたって	1
1.1. 策定の目的	1
1.2. 経営戦略の位置づけ	2
1.3. 嵐山町の概況	2
2. 事業の概要	3
2.1. 下水道事業	3
2.1.1. 事業計画	3
2.1.2. 整備状況	5
2.1.3. 施設概要	7
2.2. 浄化槽事業	8
2.2.1. 事業計画	8
2.2.2. 整備状況	10
3. 事業の現状と課題	12
3.1. 下水道事業	12
3.1.1. 経営指標による現状把握	12
3.1.2. 管理体制（人）	19
3.1.3. 施設の管理（モノ）	20
3.1.4. 事業経営（カネ）	22
3.1.5. 将来の事業環境	24
3.1.6. 課題まとめ	26
3.2. 浄化槽事業	27
3.2.1. 経営指標による現状把握	27
3.2.2. 管理体制（人）	31
3.2.3. 設備の管理（モノ）	31
3.2.4. 事業経営（カネ）	32
3.2.5. 将来の事業環境	34
3.2.6. 課題まとめ	36
4. 基本方針	37
4.1. 基本理念と基本目標	37
4.2. 基本方針と施策	37
4.2.1. 下水道事業	37
4.2.2. 浄化槽事業	38
5. 目標実現に向けた取り組み	39
5.1. 下水道事業	39
5.1.1. 投資に関する取組	39
5.1.2. 財源に関する取組	39
5.1.3. 投資以外の経費に関する取組	39
5.2. 浄化槽事業	41
5.2.1. 投資に関する取組	41

5.2.2. 財源に関する取組	41
5.2.3. 投資以外の経費に関する取組	41
6. 事業計画と財政の見通し	42
6.1. 下水道事業	42
6.1.1. 財政シミュレーションの条件	42
6.1.2. 財政シミュレーションの結果（標準案）	48
6.2. 浄化槽事業	58
6.2.1. 財政シミュレーションの条件	58
6.2.2. 財政シミュレーションの結果（標準案）	64
6.3. 財政シミュレーション	72
6.3.1. 概要	76
6.3.2. ケーススタディ	77
6.3.3. ケース別財政シミュレーションまとめ	113
7. フォローアップ体制	116
7.1. 経費回収率向上に向けたロードマップ	116
7.2. 進捗管理と見直し	117

1. 下水道事業経営戦略の策定にあたって

1.1. 策定の目的

嵐山町は、豊かな自然環境を保全し、また快適な生活環境を実現するために、平成元年から流域関連公共下水道事業に着手し、これまで鋭意その整備を進めてきた。また、浄化槽事業については、平成 24 年度より全町民への水洗化サービスの提供を確保するとともに、生活環境を改善し、かつ、河川等公共用水域の水質向上のため、市野川流域関連公共下水道計画区域を除いた全域において町管理型の合併処理浄化槽を整備してきた。

しかし近年は、人口減少に伴う収入減や施設の老朽化等により、公共下水道事業及び浄化槽事業を取り巻く環境は厳しさを増しつつある。

公共下水道事業及び浄化槽事業は、社会生活や自然環境の保全に欠かせない基本的なインフラであり、将来にわたり安定的にそのサービスを提供していくことが重要である。これを可能とするためには、自らの経営・資産等を正確に把握した上で、将来の経営環境を見越した中長期的な視点で、計画的に事業を運営していくことが求められる。

このため、国では、下水道事業に対し「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付総財公第 18 号総務大臣通知）により公営企業会計の適用を要請するとともに、「公営企業の経営にあたっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を要請している。これを受け、本町の流域関連公共下水道事業及び町管理型浄化槽整備推進事業においても、令和 2 年度から公営企業会計に移行するとともに、同年度に経営戦略の策定も行った。

その後、「「経営戦略」の改定推進について」（令和 4 年 1 月 25 日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）が公表された。この通知では、より質の高い経営戦略とするよう、経営戦略の改定を要請している。

本経営戦略では、これらの経緯を踏まえ、下水道事業、浄化槽 PFI 事業について、動力費の高騰やコロナ禍による経営状況の変化、また花見台工業団地の拡張、川島地区の区画整理事業等の新規事業を見込んだ経営戦略の見直しを行うものである。さらに、将来の事業環境を予測して使用料対象経費を算出し、料金設定根拠を明確にし、適正な使用料の算定（見直し）をあわせて行う。

1.2. 経営戦略の位置づけ

本計画は、「第6次嵐山町総合振興計画」に掲げた下水道に関する施策を推進するための個別の計画として位置付けられる。なお、本経営戦略を策定するにあたり、将来の施設整備や維持管理の基本的方針については「嵐山町生活排水処理施設整備構想（令和元年度策定）」及び「下水道ストックマネジメント計画（令和2年度策定）」と整合を図っている。（図 1-1 参照）

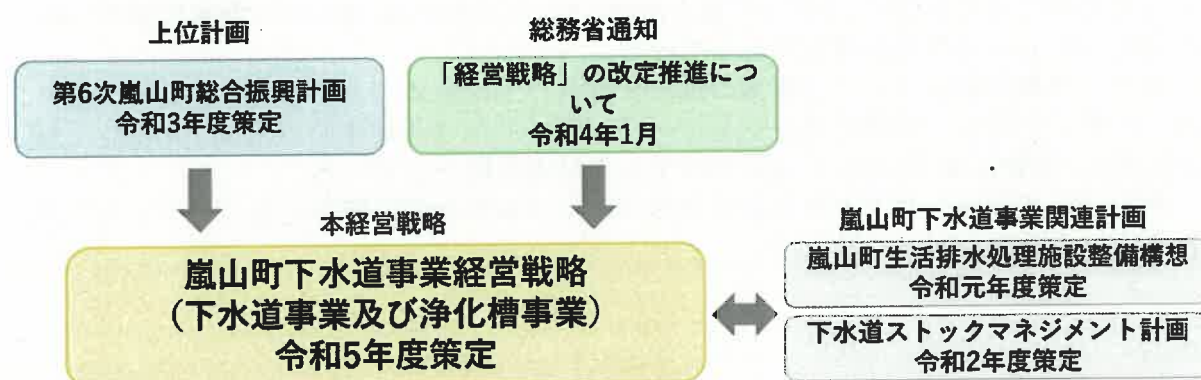


図 1-1 経営戦略の位置づけ

1.3. 嵐山町の概況

嵐山町は、埼玉県のはほぼ中央に位置し、行政区域内人口 17,493 人（令和4年度末時点）を有している。

町の中心に秩父山地と関東平野の境にあたる比企丘陵があり、その地形は山地、谷地、平地と変化に富んでおり、多種多様な生物を育む豊かな自然を有している。特に町のシンボルであり国蝶にも指定されている「オオムラサキ」はその生息環境が限られているが、嵐山町はオオムラサキの貴重な生息地として有名である。

道路は国道254号線・関越自動車道が、鉄道は東武東上線が町の東西を走り、東京及び近隣市町村を結んでいる。

また、戦国時代には、戦国期城郭の最高傑作の一つといわれる国指定史跡、杉山城が築かれるなど豊かな歴史に満ちている。

2. 事業の概要

2.1. 下水道事業

2.1.1. 事業計画

本町の下水道は、市野川流域下水道の流域関連公共下水道として、平成元年から事業に着手し、整備の進捗に努めてきた。事業開始当初の全体計画は、計画区域を市街化区域 218.0ha 及び調整区域 207.0ha の合計 425.0ha としていたが、その後数回にわたって計画の変更を行い、令和 4 年度末時点では、市街化区域 340.2ha、調整区域 82.4ha の合計 422.6ha を計画処理面積としている。

また、事業計画については事業の進捗状況及び上位計画である市野川流域下水道計画との整合を図り、計画の見直しを行っており、令和 4 年度末時点では、市街化区域 299.8ha、調整区域 50.3ha の合計 350.1ha を計画区域としている。

市野川流域関連公共下水道事業の全体計画及び事業計画の概要を表 2-1 に、下水道計画区域を次項の図 2-1 に示す。

表 2-1 市野川流域関連公共下水道事業の概要

項目		全体計画	事業計画
計画目標年次		令和6年度	令和6年度
計画処理面積(ha)		422.6	350.1
計画処理人口(人)		11,800	11,300
汚水量原単位 (L/人・日)	日平均	360	360
	日最大	450	450
	時間最大	645	645
計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	6,200	6,070
	日最大	7,300	7,080
	時間最大	11,600	11,290

(出典) 嵐山町公共下水道全体計画(平成 30 年度)
嵐山町公共下水道事業計画(令和 2 年度)

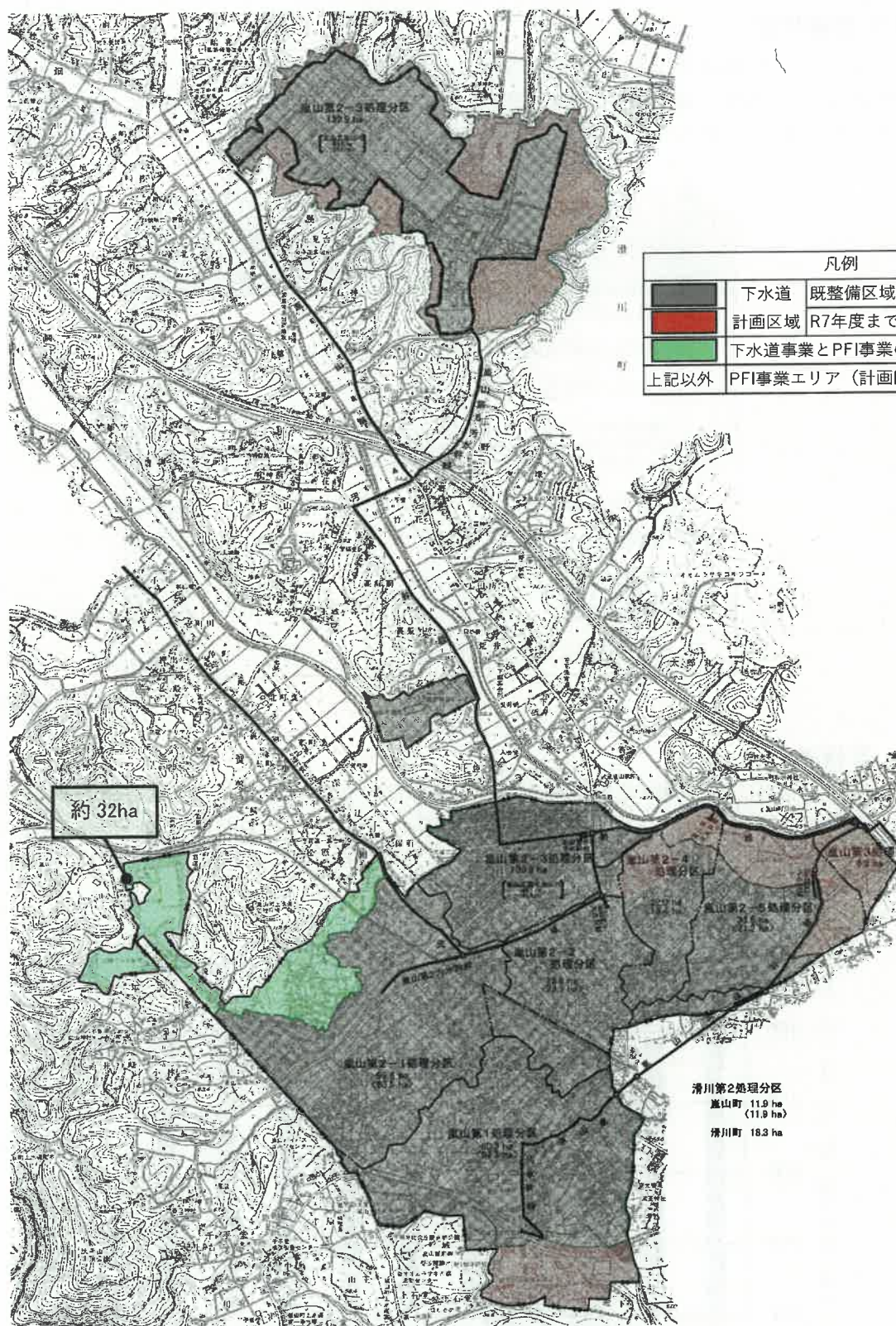


図 2-1 市野川流域関連公共下水道事業の計画図

(出典) 嵐山町生活排水処理施設整備構想（令和2年3月）加筆修正

2.1.2. 整備状況

本町では、流域関連公共下水道事業として管路施設の整備を進めてきた。令和4年度末時点で、処理区域面積 304ha、処理区域内人口 11,975 人、水洗化人口 10,945 人となっている。本町の下水道整備状況を表 2-2 に示す。

表 2-2 市野川流域関連公共下水道事業の整備状況

項目		整備状況 (令和4年度末時点)
全体計画面積(ha)	(A)	423
事業計画面積(ha)	(B)	350
処理区域面積(ha)	(C)	304
整備率(%)	(C)/(A)	71.9%
行政区域内人口(人)	(D)	17,493
全体計画人口(人)	(E)	11,800
処理区域内人口(人)	(F)	11,975
水洗化人口(人)	(G)	10,945
普及率(%)	(F)/(D)	68.5%
水洗化率(%)	(G)/(F)	91.4%

(出典) 決算状況調査

(1) 整備率

本町の処理区域面積は、令和4年度末時点で 304ha であり、全体計画面積に対する整備率は 10 年間で 71.1%から 71.9%に上昇している。それに伴い普及率は 64.8%から 68.5%に上昇している。

本町の整備率を図 2-2 に示す。

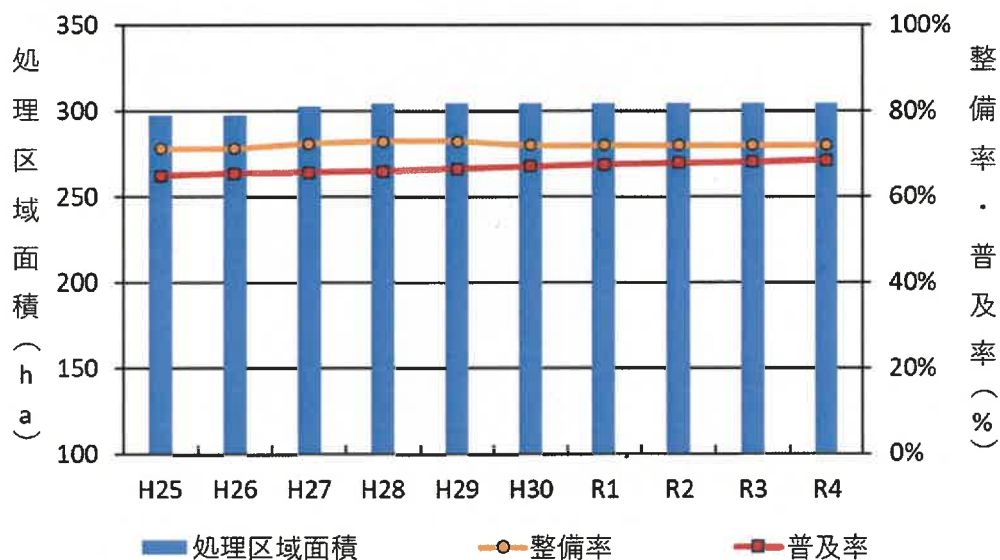


図 2-2 処理区域面積、整備率及び普及率の推移

(出典) 決算状況調査

(2) 水洗化率

本町の水洗化人口は、令和4年度末時点で10,945人であり、整備に伴い増加傾向で推移している。水洗化率は10年間で81.9%から91.4%に上昇している。

本町の水洗化率及び水洗化人口を図2-3に示す。

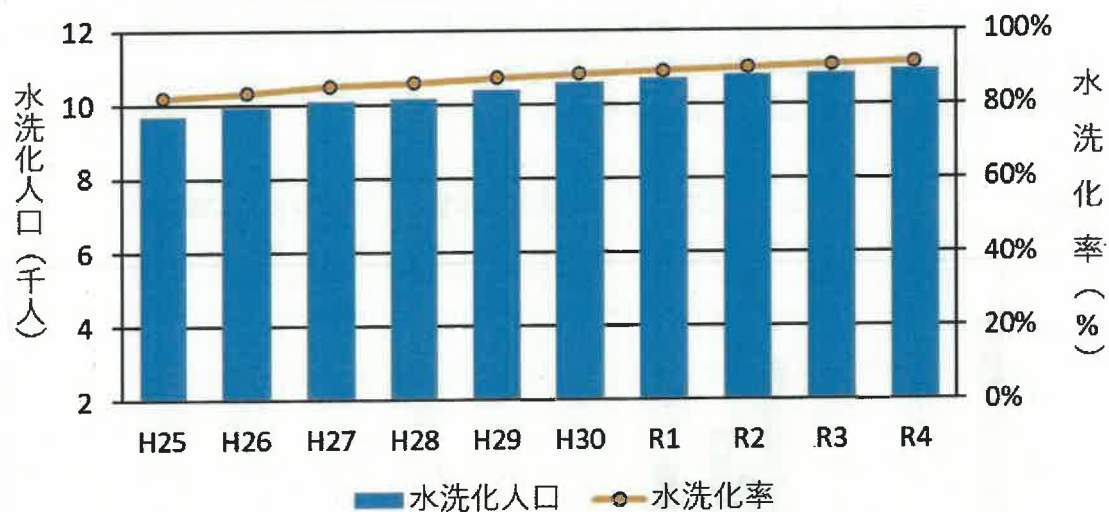


図 2-3 水洗化人口及び水洗化率の推移

(出典) 決算状況調査

(3) 有収率

本町の有収水量は令和4年度末時点で1,647千 m^3 であり、整備に伴い増加傾向で推移している。有収率は概ね90%前後で推移している。

本町の有収水量及び有収率の推移を図2-4に示す。

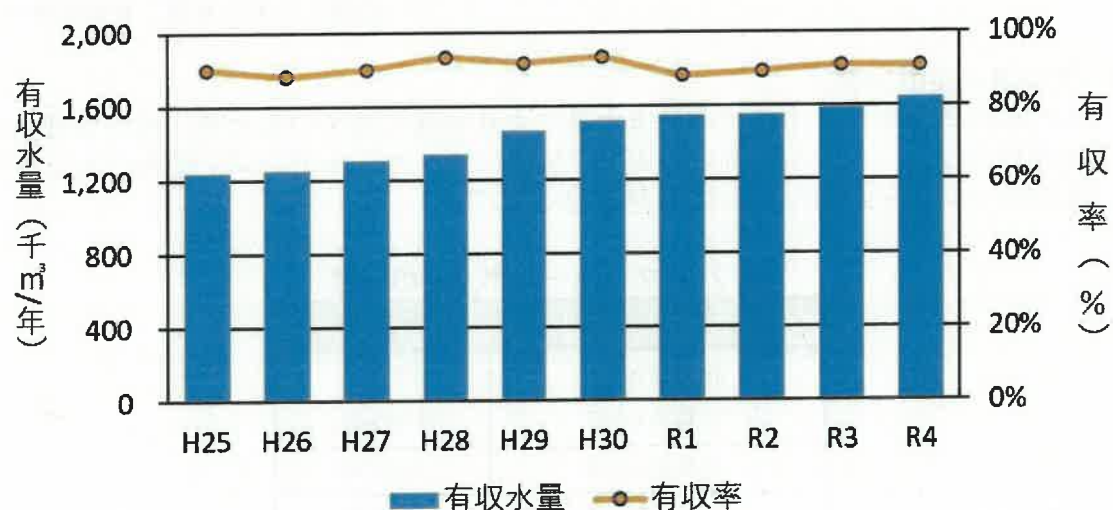


図 2-4 有収水量及び有収率の推移

(出典) 決算状況調査

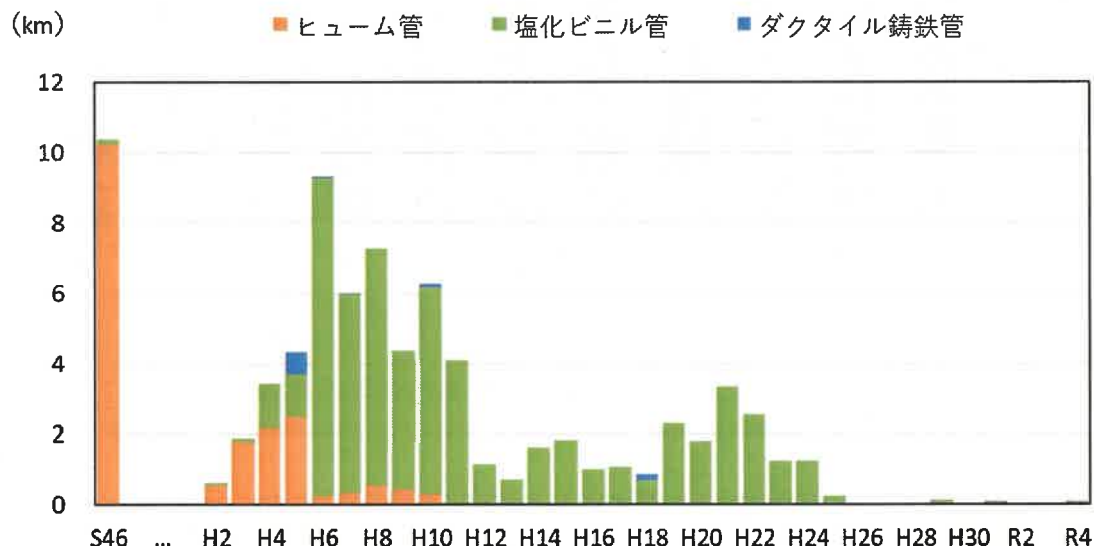
2.1.3. 施設概要

(1) 管渠

本町における管渠の総延長は令和 4 年度末時点で約 79 kmであり、うち 75%を塩化ビニル管、24%をヒューム管、1%をダクトイル鉄管が占めている。

また、昭和 46 年度に布設された管渠は耐用年数の 50 年を超えており、およそ 10km ほどの管渠の更新が必要な状態となっている。

本町の管種別布設年度別管渠延長を図 2-5 に示す。



※S46 に布設された管渠は志賀地区地産団地の開発工事として施工され、その後町に移管された管渠。

図 2-5 管種別布設年度別管渠延長

(出典) 令和 4 年度 管路年度別台帳

(2) マンホールポンプ

本町の汚水はすべて市野川流域下水道により処理されているため、町が管理する終末処理場はない。本町が所有するポンプ施設はマンホールポンプ 7 箇所のみである。

本町のマンホールポンプの概要を表 2-3 に示す。

表 2-3 マンホールポンプの概要

マンホールポンプ	設置年
花見台No.1	平成6年
花見台No.2	平成6年
花見台No.3	平成6年
花見台No.4	平成6年
花見台No.5	平成18年
菅谷No.1	平成6年
菅谷No.2	平成6年

(出典) 下水道ストックマネジメント計画 (令和 2 年度策定)

2.2. 浄化槽事業

2.2.1. 事業計画

浄化槽事業（PFI 方式町管理型：以降「町管理型」とする）は、平成 24 年度から事業を開始した。

本事業は、単独処理浄化槽や汲み取りからの転換及び新設の合併処理浄化槽が対象となっており、図 2-6 に示すように下水道計画区域外（主に人口密度が低い市街化調整区域等）のエリアを浄化槽事業の計画区域としている。

浄化槽事業の概要を表 2-4 に示す。

表 2-4 浄化槽事業（町管理型）概要

項目	事業計画
計画目標年次	令和13年度
計画処理面積(ha)	2,602
計画浄化槽設置基数（基）	1,000
計画浄化槽寄附基数（基）	850

（出典）嵐山町生活排水処理施設整備構想（令和 2 年 3 月）

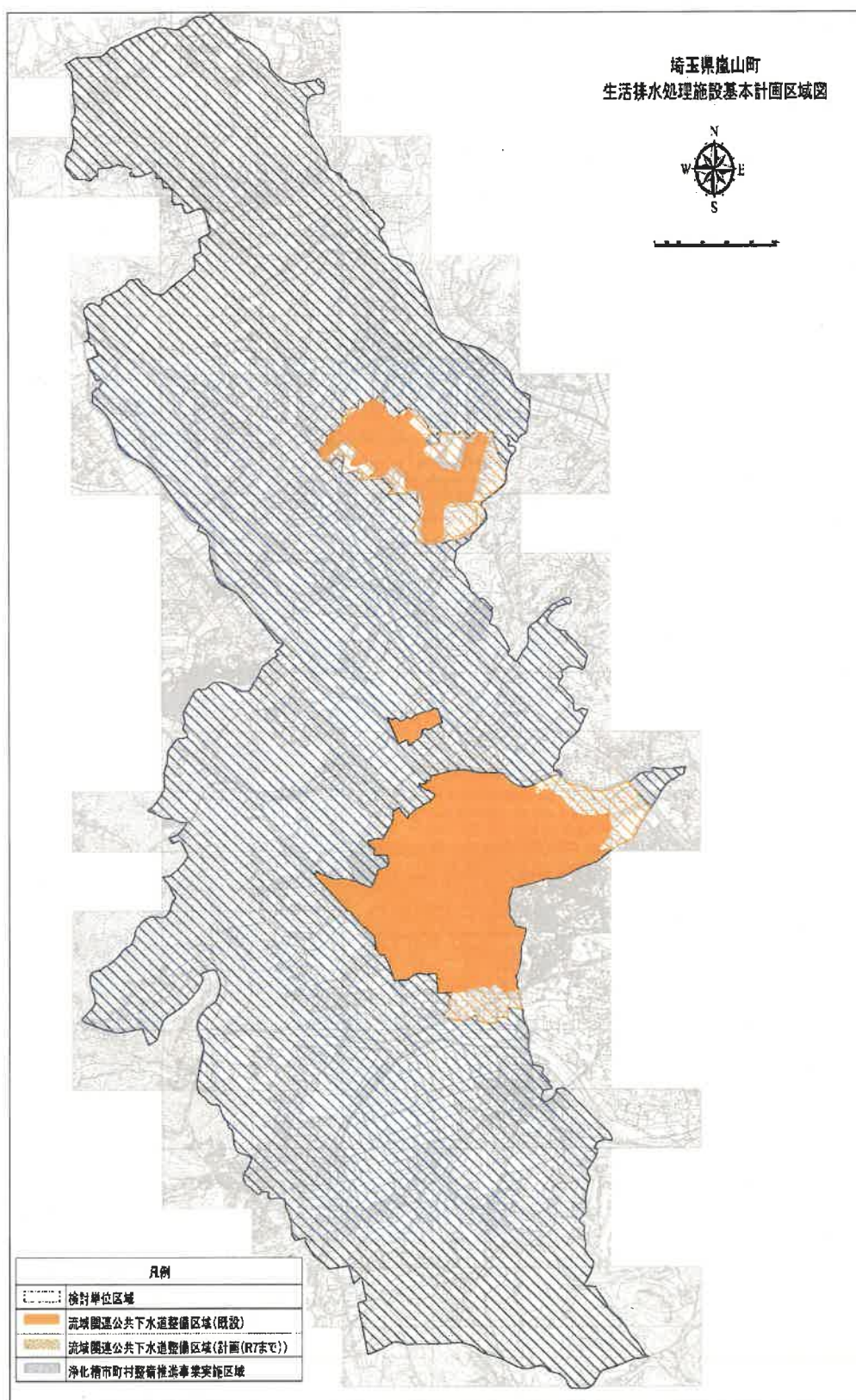


図 2-6 浄化槽整備区域
(出典) 嵐山町生活排水処理施設整備構想 (令和 2 年 3 月) 加筆修正

2.2.2. 整備状況

本町の町管理型合併処理浄化槽整備状況を表 2-5 に示す。町管理型合併処理浄化槽設置基数は、第Ⅰ期の目標である設置 500 基、寄附 200 基を達成している。

表 2-5 町管理型合併処理浄化槽の整備状況

項目	整備状況 (令和4年度末時点)
処理区域内人口(人)	2,144
総設置基数(基)	836
うち設置(基)	549
うち寄附(基)	287

(出典) 項目別人口一覧表 (町提供)

(1) 普及状況

町管理型合併処理浄化槽は「嵐山町生活排水処理施設整備構想」に基づき整備を進めており、令和4年度末時点の町管理型合併処理浄化槽の普及率は12.3%である。

町管理型合併浄化槽の普及状況の推移を図 2-7 に示す。

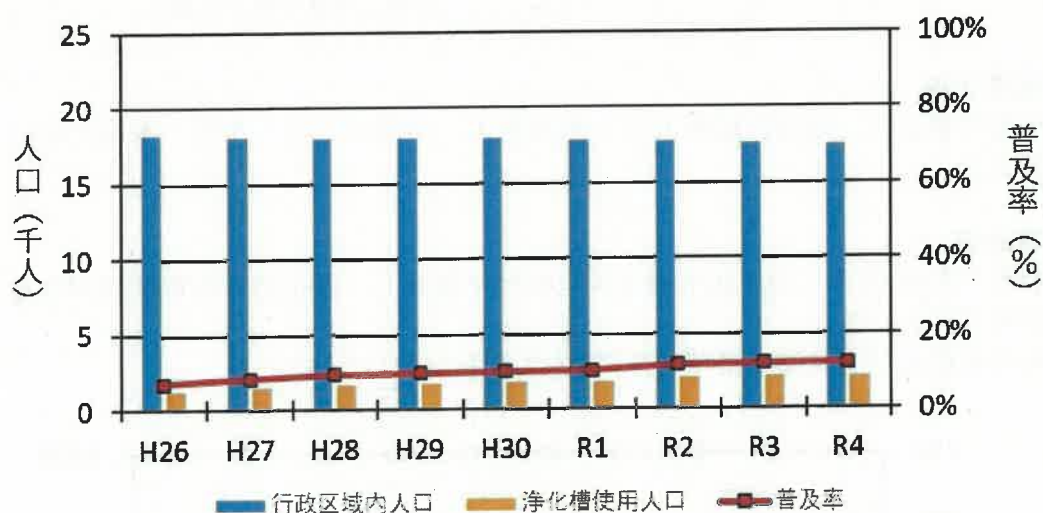


図 2-7 行政区域内人口、処理区域人口及び普及率の推移

(出典) 行政区域内人口は決算状況調査、浄化槽使用人口は町資料

(2) 設置状況

町管理型合併処理浄化槽の設置基数は毎年度新規設置、個人設置の合併処理浄化槽からの寄附及び単独処理浄化槽・汲み取りからの転換により増加しており、令和4年度末時点の総数は836基となっている。

町管理型合併浄化槽設置基数の推移を図 2-8 に示す。

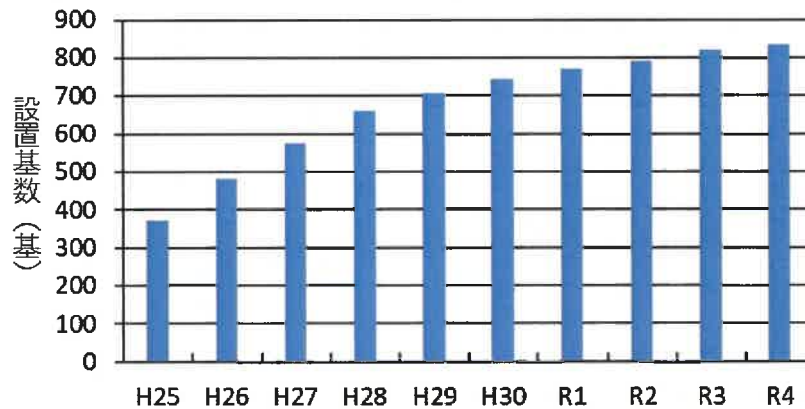


図 2-8 町管理型合併処理浄化槽設置基数の推移

(出典) 令和元年度まで：汚水処理人口普及状況調査

令和2年度以降：町資料

(3) 水洗化率

浄化槽事業は、処理区域内人口と水洗化人口が同値となるため、水洗化率は100%である。

(4) 有収率

本町の有収率は、平成25年度から100%で推移し、浄化槽の稼働状況が収益に適切に反映されている。

有収水量及び有収率の推移を図 2-9 に示す。

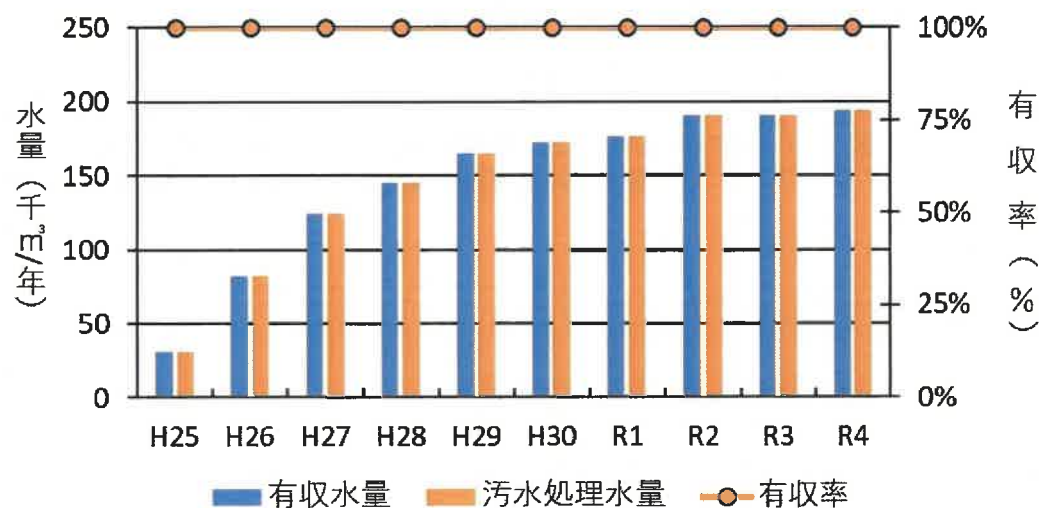


図 2-9 汚水処理水量、有収水量及び有収率の推移

(出典) 決算状況調査

3. 事業の現状と課題

3.1. 下水道事業

3.1.1. 経営指標による現状把握

総務省では、下水道事業経営の現状や課題等を明らかにするため、施設や経営の効率性の状況を表す経営指標を定め、経営比較分析表に示している。

本町の下水道事業は表 3-1 に示すとおり、「処理区域内人口 3 万人未満、処理区域内人口密度 25 人/ha 以上、供用開始後年数 15 年以上」の類型区分 Cc2 に属している。

また、有収率は経営比較分析表の指標ではないが、分析項目に追加して評価を示す。

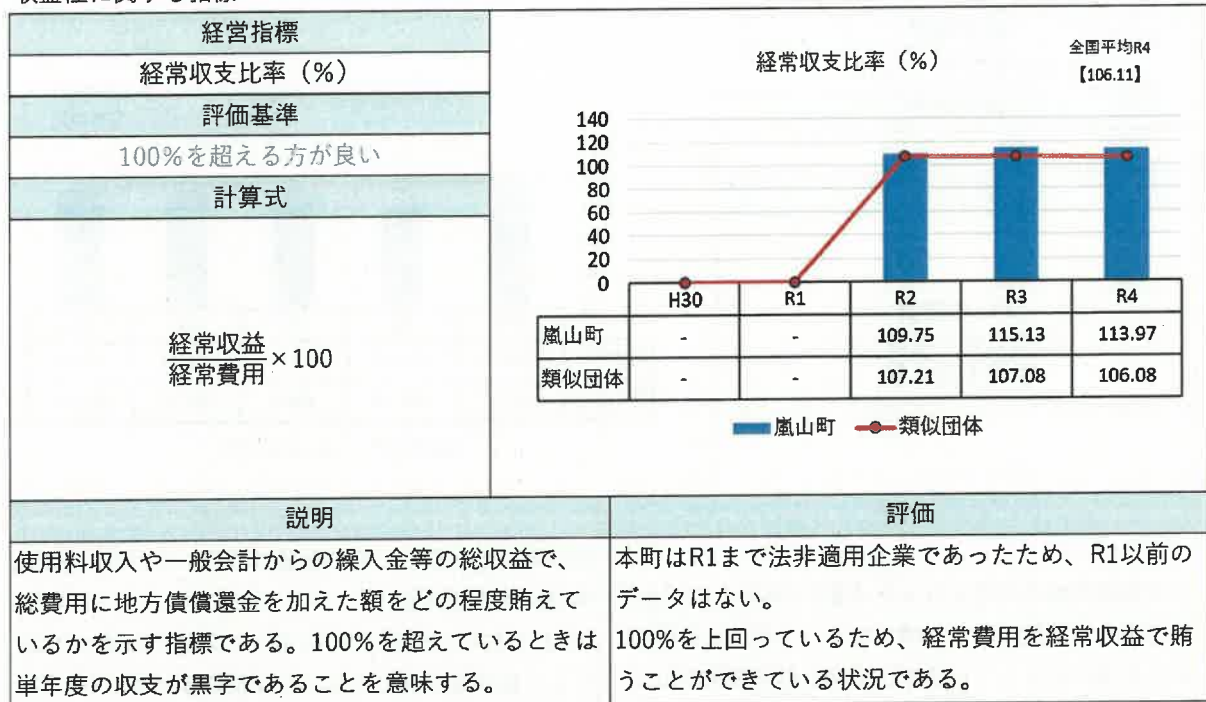
直近 5 年間の本町の下水道事業における各経営指標値、総務省経営指標の類型区分における類似 150 団体平均値の比較、及び全国平均を次項以降に示す。

表 3-1 総務省経営指標の類型区分（経営比較分析表）R4

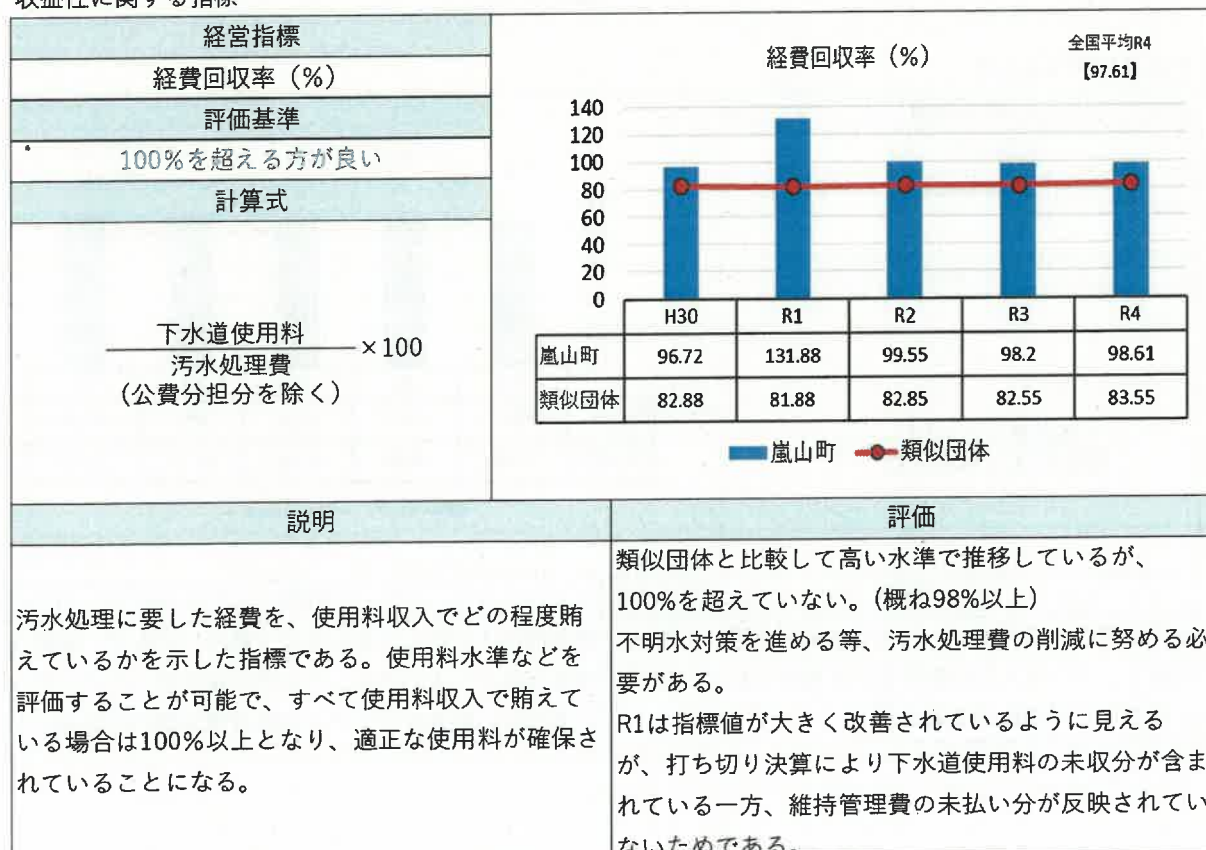
処理区域内 人口区分	処理区域内 人口密度区分	供用開始後 年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万以上	100人/ha以上		Aa	33
	75人/ha以上		Ab	30
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	46
		30年未満	Ac2	2
	50人/ha未満		Ad	59
3万以上	100人/ha以上		Ba	8
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	25
		30年未満	Bb2	2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	63
		30年未満	Bc2	12
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	158
		30年未満	Bd2	23
3万未満	75人/ha以上		Ca	3
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	25
		15年以上	Cb2	22
		15年未満	Cb3	4
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	153
		15年以上	Cc2	150
		15年未満	Cc3	19
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	122
		15年以上	Cd2	186
15年未満		Cd3	11	
嵐山町				
処理区域内 人口	処理区域内 人口密度	供用開始後 年数	類型区分	
11,975	39.4	29	Cc2	

【公共下水道事業】

収益性に関する指標



収益性に関する指標



【公共下水道事業】

収益性に関する指標

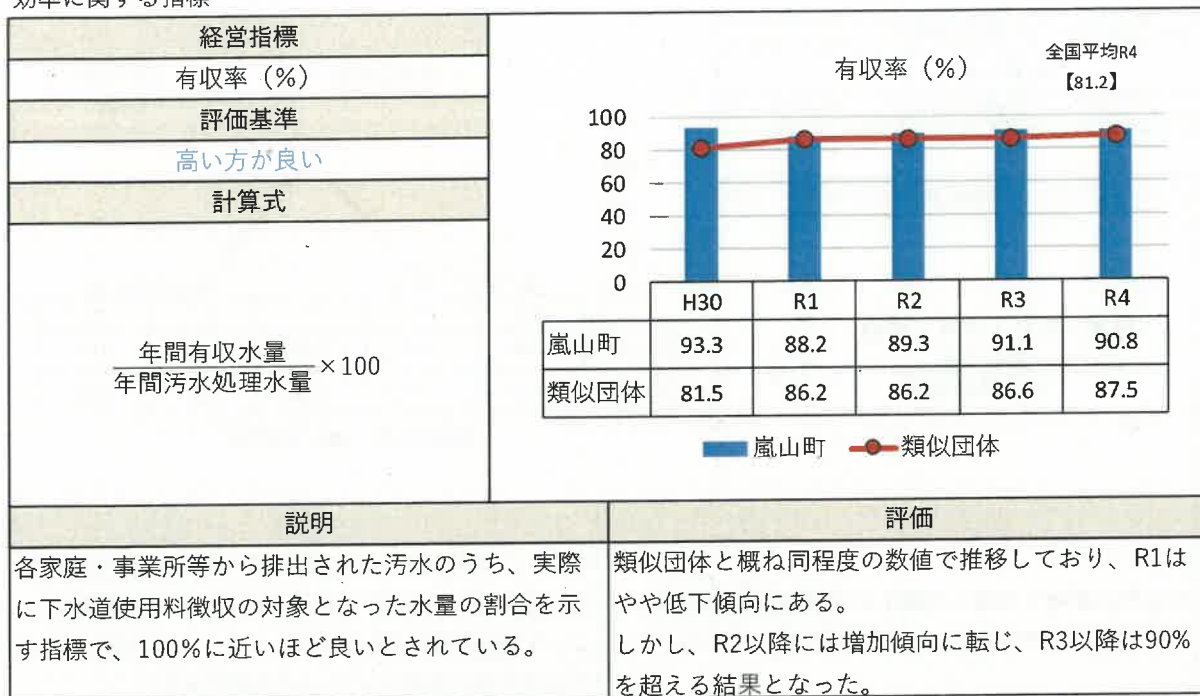
経営指標	汚水処理原価 (円/㎡) 全国平均R4 【138.29】 <table><tr><th></th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr><tr><td>嵐山町</td><td>188.73</td><td>152.50</td><td>171.63</td><td>175.75</td><td>178.1</td></tr><tr><td>類似団体</td><td>190.99</td><td>187.55</td><td>186.3</td><td>188.38</td><td>185.98</td></tr></table> ■ 嵐山町 ● 類似団体		H30	R1	R2	R3	R4	嵐山町	188.73	152.50	171.63	175.75	178.1	類似団体	190.99	187.55	186.3	188.38	185.98
		H30	R1	R2	R3	R4													
嵐山町		188.73	152.50	171.63	175.75	178.1													
類似団体		190.99	187.55	186.3	188.38	185.98													
汚水処理原価 (円/㎡)																			
評価基準																			
低い方が良い																			
計算式																			
汚水処理費 (公費負担分を除く) 年間有収水量																			
説明	評価																		
下水道使用料の対象となった水量1㎡当たりの汚水処理に要した費用を示す指標である。一般的には低額の方が良いとされているが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較等により現状分析を行う。	類似団体と比較して低い数値で推移しており、実績は横ばい傾向にある。 R1は一時的に改善しているが、これは打ち切り決算により維持管理費の未払い分が反映されていないためである。 不明水対策を進める等、汚水処理費の削減に努める必要がある。																		

収益性に関する指標

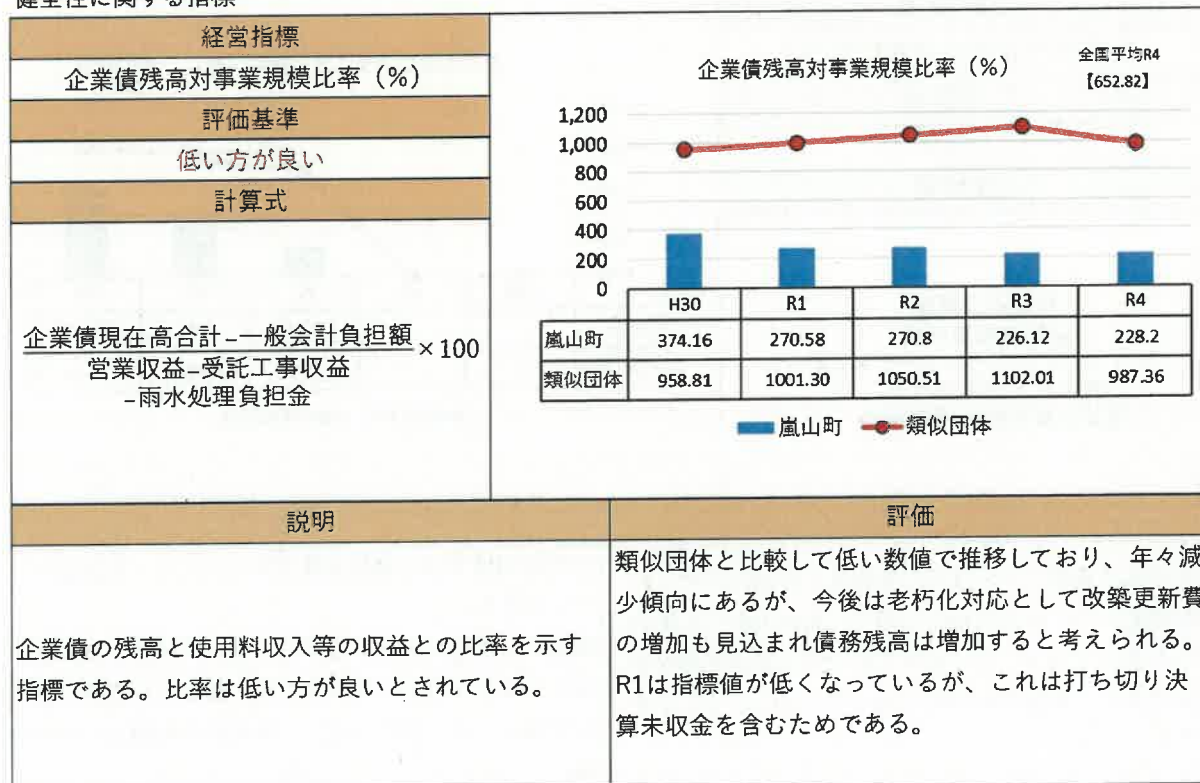
経営指標	水洗化率 (%) 全国平均R4 【95.82】 <table><thead><tr><th></th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr></thead><tbody><tr><td>嵐山町</td><td>88.26</td><td>89.01</td><td>89.82</td><td>90.7</td><td>91.40</td></tr><tr><td>類似団体</td><td>83.02</td><td>82.55</td><td>82.08</td><td>81.34</td><td>81.14</td></tr></tbody></table> ■ 嵐山町 ● 類似団体		H30	R1	R2	R3	R4	嵐山町	88.26	89.01	89.82	90.7	91.40	類似団体	83.02	82.55	82.08	81.34	81.14
		H30	R1	R2	R3	R4													
嵐山町		88.26	89.01	89.82	90.7	91.40													
類似団体		83.02	82.55	82.08	81.34	81.14													
水洗化率 (%)																			
評価基準																			
高い方が良い																			
計算式																			
現在水洗化人口 現在処理区域内人口 ×100																			
説明	評価																		
処理区域内人口のうち、公共下水道を使用して汚水処理をしている人口の割合を示す指標である。100%となることが理想的である。	類似団体と比較して高い数値で推移しており、新規整備を進めていることと、下水道未接続者へのアンケート実施等の働きかけにより実績は増加傾向である。																		

【公共下水道事業】

効率に関する指標



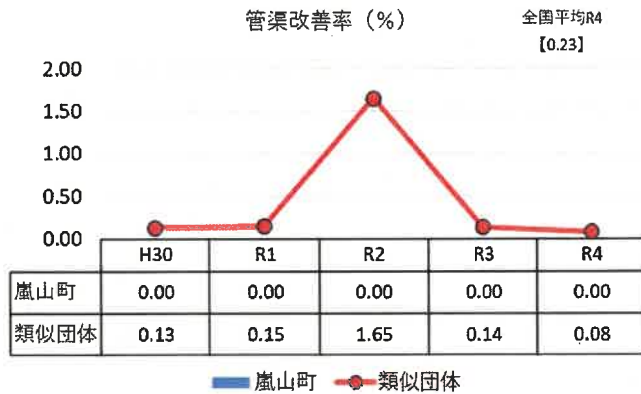
健全性に関する指標



【公共下水道事業】

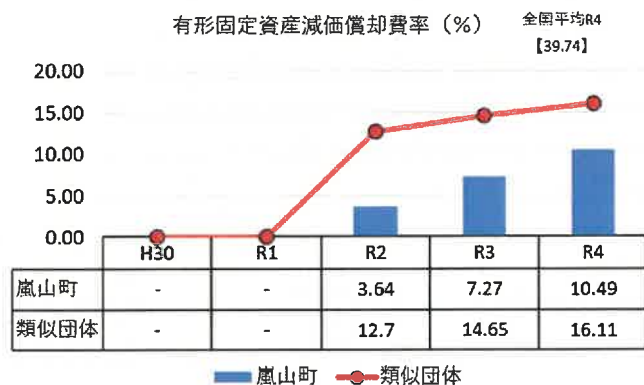
施設の老朽化状況

経営指標	
管渠改善率（％）	
評価基準	
高い方が良い	
計算式	
$\frac{\text{改善（更新・改良・修繕）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	
説明 その年に更新・改良・修繕した管渠延長の割合を示した指標で、改善の取り組み状況を表している。	
評価	
現在、法定耐用年数の50年を超える管渠は約10kmある。R2策定の下水道ストックマネジメント計画によって更新計画が建てられたので、この計画に基づく下水道施設の更新をしていく必要がある。	



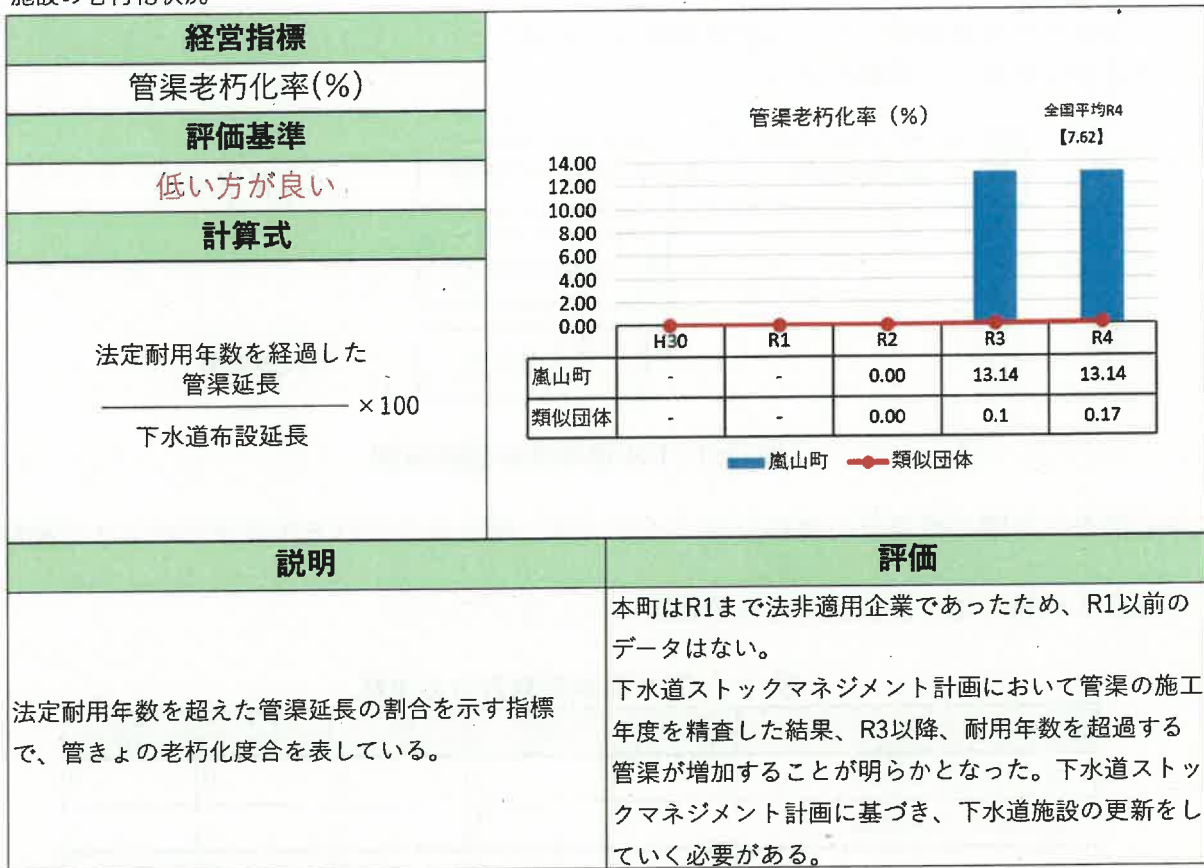
施設の老朽化状況

経営指標	
有形固定資産減価償却率（％）	
評価基準	
低い方が良い	
計算式	
$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	
説明 有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合いを表している。この比率が高いほど減価償却が進んでおり、施設の老朽化が進んでいるということを示している。	
評価	
本町はR1まで法非適用企業であったため、R1以前のデータはない。 現状類似団体平均を下回っているが、今後も減価償却率は上昇する見込みであるため、施設の長寿命化や更新時期について検討を行い、有効活用を図る必要がある。	



【公共下水道事業】

施設の老朽化状況



3.1.2. 管理体制（人）

(1) 組織体制

本町の下水道事業における組織体制を図 3-1 に示す。下水道事業は上下水道課の下水道担当において業務を行っている。

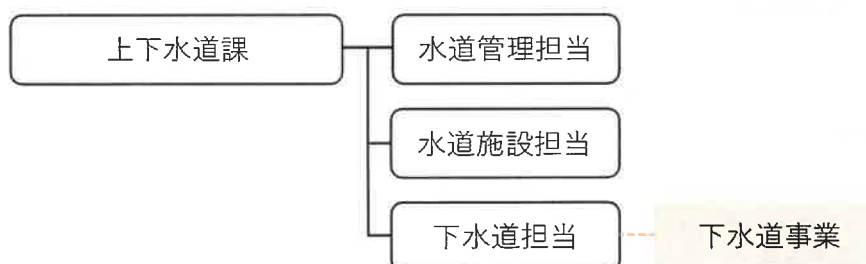


図 3-1 下水道事業の組織体制

過去5年間の職員数の推移を表 3-2 に示す。職員数は令和元年度までは2人で推移していたが、令和2年度以降は4人、もしくは3人と人数に変動がみられる。内訳は、直近3年間を見ると損益勘定所属職員のみとなっている。

表 3-2 下水道事業職員数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
資本勘定所属職員（人）	1	1	0	0	0
損益勘定所属職員（人）	1	1	4	3	4
計	2	2	4	3	4

（出典）決算状況調査

(2) 民間活用の状況

本町では使用料徴収、マンホールポンプの清掃点検、及び流域下水道への流入水質調査を民間事業者へ委託している。

民間事業者の技術力を活用することで、維持管理の質を確保するとともに業務の効率化を図っている。ストックマネジメント計画に基づく管路内調査など、維持管理業務が増加するため、委託範囲の拡大や他事業との共同化を進めることで、限られた人員で効率的な事業運営を継続していく必要がある。

(3) 共同化の状況

使用料徴収は、水道事業と共同で民間委託している。

3.1.3. 施設の管理（モノ）

(1) 汚水処理施設の整備

本町の下水道汚水処理施設は、管路施設及びマンホールポンプで構成されている。

令和 4 年度時点で、全体計画面積 423ha のうち、304ha の整備が完了しており、全体計画面積に対する整備率は 71.9%となっている。

整備状況を図 3-2 示す。整備予定区域は図に示す 2 箇所となっており、花見台工業団地については令和 6 年度以降の整備を予定している。川島地区については都市計画道路の整備に合わせ、令和 10 年度以降に着手する計画である。

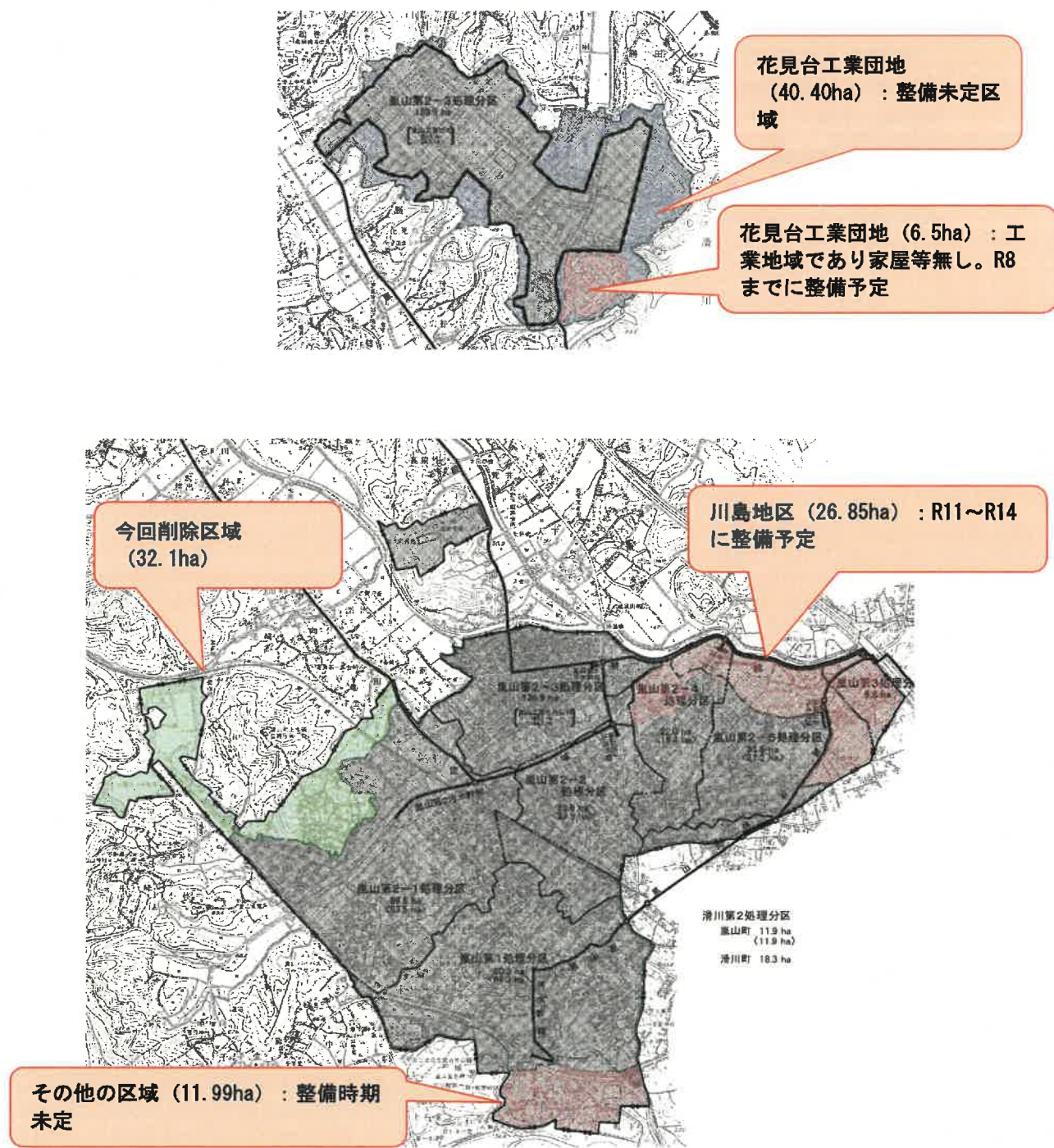


図 3-2 嵐山町下水道事業整備状況

(2) 老朽化対策

本町の下水道管路施設は、令和4年度末時点で約79kmが布設されており、うち約10kmは既に耐用年数に達し、今後増えていく見込みである。

令和元年度には、管渠の腐食による道路の陥没が発生し、その修復に膨大な費用と時間を要した。このことから、大量のストックを将来にわたって適切に管理していく必要があり、長期的な視点に立った施設管理が求められている。このため、嵐山町では、令和2年度に下水道ストックマネジメント計画を策定した。

マンホールポンプは最も古いもので平成6年に建設されているが、定期的に機械電気設備の修繕・更新を行っており、今後も継続する方針である。

3.1.4. 事業経営（カネ）

(1) 決算状況

令和4年度末時点の決算状況を図3-3に示す。

収益的収入の内訳は下水道使用料及び長期前受金戻入が大部分を占めており、収益的支出は減価償却費、流域下水道管理運営負担金、及び管渠費からなっている。純利益は約5,700万円である。

資本的収入は、他会計補助金及び企業債が大部分を占めている。他会計補助金はその約9割が基準外繰入金となっており、事業継続に必要な資金を繰入金に頼っている現状が伺える。

資本的支出は企業債償還金及び建設改良費（流域下水道建設負担金を含む）からなっている。資本的収支不足額は約7,200万円である。

過年度に借り入れた分の企業債償還金は現在減少傾向にあるが、将来は老朽化した施設の改築・更新にあたって再び借入額が増加することが想定されるため、経営の健全化は急務な課題である。

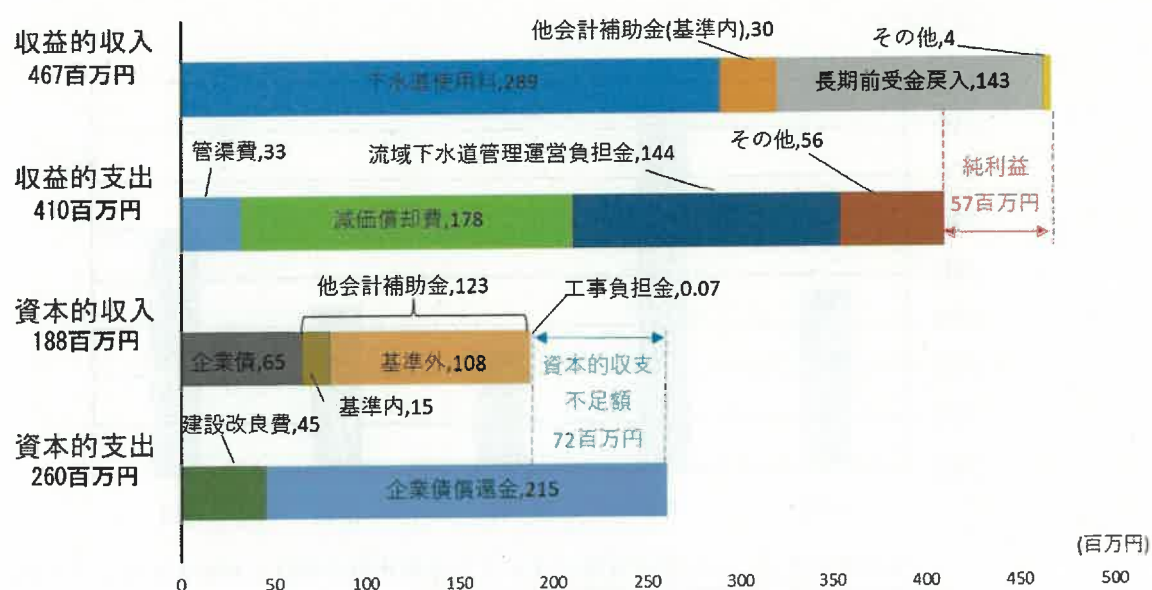


図 3-3 令和4年度決算状況（下水道事業）

（出典）令和4年度決算状況調査より集計※税抜き

(2) 公営企業会計への移行

令和2年度から公営企業会計へ移行し、経営の透明性を高めている。

(3) 使用料収入

本町の下水道使用料は、使用量の有無に係わりなく賦課される基本料金に、使用量に応じて賦課される従量料金（超過料金）を加算する二部制を採用している。

直近では、令和元年度に消費税率改定に伴う増税分の使用料改定を行った。なお、本町では事業開始から現在まで、消費税増税分以外の料金改定は行っていない。

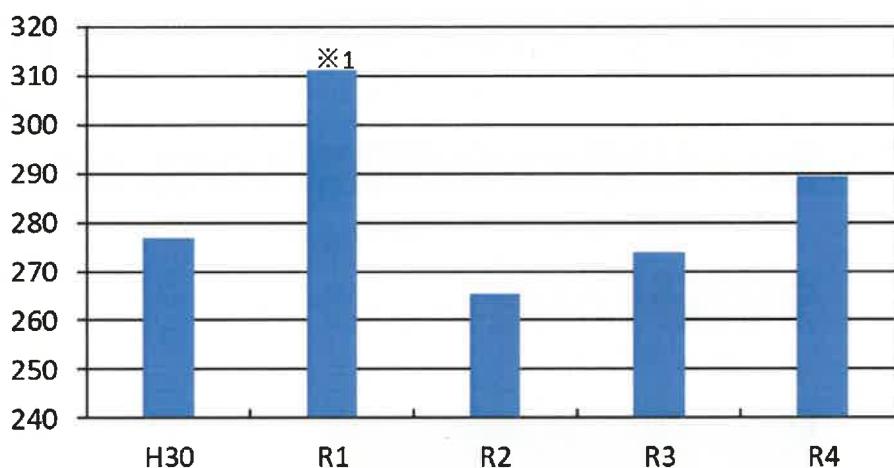
現在の使用料金表を表3-3に、使用料収入の推移を図3-4に示す。

表 3-3 嵐山町の下水道使用料

単位：円（税込）

			下水道使用料 (1ヶ月あたり)
一般排水	基本料金	基本料金 10㎡まで	1,100
	超過料金 (1㎡につき)	10㎡を超え20㎡まで	143
		20㎡を超え30㎡まで	165
		30㎡を超え50㎡まで	187
		50㎡を超え100㎡まで	209
		100㎡を超え200㎡まで	231
		200㎡を超え400㎡まで	253
		400㎡を超え600㎡まで	275
		600㎡を超えるもの	297

(百万円)



※ 令和元年度は、打ち切り決算により下水道使用料の未収分が含まれているため、他の年度と比べて、使用料収入が高くなっている。

図 3-4 下水道使用料収入の推移

(出典) 決算状況調査

また、本町の使用料単価を総務省比較経営診断表における類似団体平均と比較すると、表 3-4 に示すように平均より約 50 円単価が高い状況にある。

表 3-4 使用料単価の比較

項目	嵐山町			類似団体平均
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 4 年度
使用料単価 (円/m ³)	170.85	172.58	175.62	124.07

(出典) 令和 4 年度下水道事業比較経営診断表

3.1.5. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口及び水洗化人口の予測

処理区域内人口及び水洗化人口の予測を図 3-5 に示す。

処理区域内人口は、令和 5 年度以降、徐々に減少する見込みである。令和 11 年度から令和 14 年度までに川島地区の整備が行われ、新規の処理区域内人口が増える見込みではあるが、既存の処理区域内人口の減少人数が新規の処理区域内人口の増加人数より多いため、この 4 年間で人口は継続して減少する見込みである。しかし、約 12ha の新規整備が行われる令和 15 年度から令和 16 年度までは、新規の処理区域内人口の増加が上回るため、処理区域内人口は増加に転じる。新規整備が完了する令和 16 年度以降は、行政人口の減少率に比例して減少していく。

令和 16 年度から 3 年以内には水洗化率が 100%になるように設定しているため、令和 20 年からは処理区域内人口と水洗化人口は同値となる。

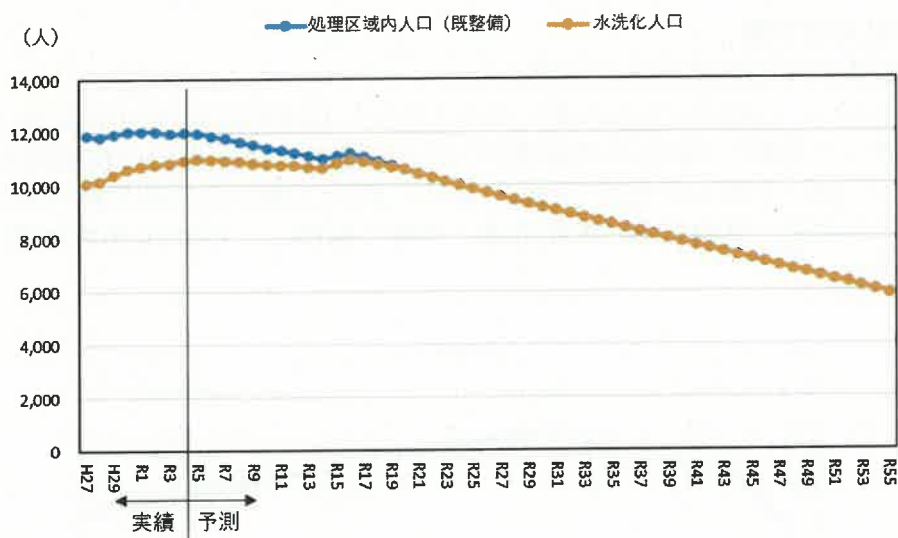


図 3-5 処理区域内人口及び水洗化人口の予測（下水道事業）

(2) 有収水量の予測

有収水量の予測を次項の図 3-6 に示す。

有収水量は、1 人 1 日当たり有収水量（処理区域内分（町全体－工業分））のほかに拡大工業団地分、川島地区における新規整備分の有収水量を見込む。1 人 1 日当たり有収水量には当該年度の人口を乗じ、拡大工業団地分と川島地区における新規整備分 1ha 当たり有収水量には、当該年度における整備面積を乗じることによって年度ごとの有収水量を算出した。

- ・ 1 人 1 日当たり有収水量：370.58 (ℓ/人・日) (R4 実績)
- ・ 拡大工業団地分有収水量：12.09 (m³/ha・日)
- ・ 川島地区における新規整備分の有収水量：18.62 (m³/ha・日)

有収水量は、拡大工業団地分及び新規整備分の水量と接続率（水洗化率）の向上により、令和 16 年までは増加する見通しであるが、その後は人口減少に伴い減少していく見通しである。

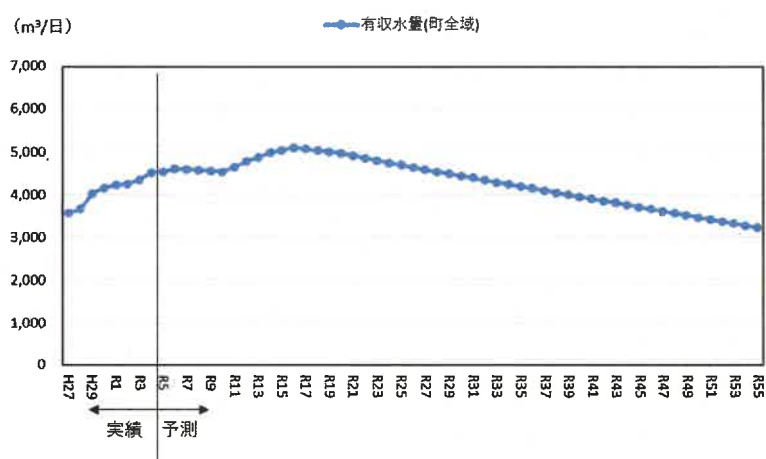


図 3-6 有収水量の予測（下水道事業）

(3) 使用料収入の予測

使用料収入の予測を図 3-7 に示す。

使用料収入は、一般家庭有収水量に令和 4 年度一般家庭用使用料単価(税抜) (168.87 円/m³) を乗じた金額と、新規工業団地分の有収水量と工業団地分の使用料単価(税抜) (235.47 円/m³) を乗じた金額を加え、さらに既存工業団地分使用料（令和 4 年度実績で固定）を合算し算出する。有収水量と同様に推移し、令和 16 年度は減少していく見通しである。

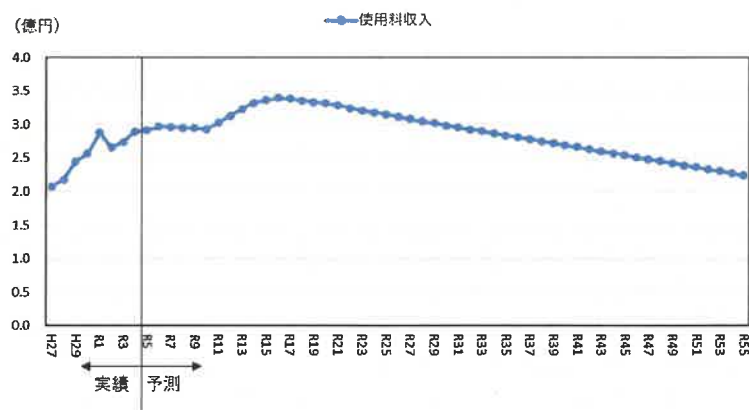


図 3-7 使用料収入の予測（下水道事業）

(4) 組織の見通し

令和 4 年度の下水道事業の職員数は 4 人であり、将来の職員人数については現状維持の見通しである。

3.1.6. 課題まとめ

人・モノ・カネの観点、経営比較分析表、及び将来の事業環境から見た下水道事業の課題は以下のとおりである。

■ 使用料収入の増収の必要性

経常収支比率は 100%を超えているので、経常費用を経常収益で賄っているが、経費回収率は令和 4 年時点で約 98%となっており、100%を下回っている。これは下水道使用料では污水处理費を賄いきれてない状況であることを意味する。今後、電気代などの動力費の値上がりが予想されるほか、令和 8 年度には流域維持管理負担金の値上げ(20%増)が行われる予定である。さらには老朽化した管路(約 10km)の改築を令和 9 年度から令和 18 年度の 10 年間で 20 億円を予定しているほか、施設の改築・更新が必要になるため、適切な下水道使用料金を定める検討が必要である。

■ 污水处理費削減の必要性

本町の経費回収率は類似団体の平均値より高い状況にあるが、100%を下回っている状況にある。今後、施設の老朽化の進行により、不明水の増加や修繕費用の増加が懸念される。適正な使用料収入を確保すると同時に、効率的な施設の管理により、污水处理費を削減し、経費回収率 100%を目指す必要がある。

■ 接続率(水洗化率)向上の必要性

本町では、下水道未接続者に対するアンケートを実施する等、接続率(水洗化率)向上のための対策を行ってきた効果により、接続率(水洗化率)は年々上昇傾向にあり、令和 3 年度以降 90%を超えている。今後も引き続き接続の促進により有収水量を増加させる対策が必要である。

■ 将来事業への備えの必要性

本町で最も古くに布設された管渠は、耐用年数である 50 年を超えており、今後、老朽化した管路への対策に膨大な費用が掛かることが予測される。現状の企業債残高対事業規模比率は、類似団体より低い状況にあるが、将来は管路の新規整備、老朽化対策に備えた経営が必要となる。

<課題に対する対策>

- | | |
|--------------------|--|
| ■ 【課題】 使用料収入の増収 | ⇒ 【対策】 適正な使用料の検討 |
| ■ 【課題】 污水处理費削減 | ⇒ 【対策】 不明水対策 |
| ■ 【課題】 接続率(水洗化率)向上 | ⇒ 【対策】 戸別通知等の実施 |
| ■ 【課題】 将来事業への備え | ⇒ 【対策】 下水道ストックマネジメント計画の運用
ウォーターPPP の導入※ |

※ウォーターPPP とは、コンセッション方式(施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式)とコンセッション方式へ段階的に移行するための「管理・更新一体マネジメント方式」を合わせたもの

3.2. 浄化槽事業

3.2.1. 経営指標による現状把握

総務省では、下水道事業経営の現状や課題等を明らかにするため、施設や経営の効率性の状況を表す経営指標を定め、経営比較分析表に示している。

直近5年間の本町の浄化槽事業における各経営指標値、総務省経営指標の類型区分における類似52団体の平均値の比較、及び全国を示す。

本町の浄化槽事業は表 3-5 に示すとおり、「特定地域生活排水処理施設区分、供用開始後年数 15 年未満」の類型区分 K3 に属している。

表 3-5 総務省経営指標の類型区分（経営比較分析表）

供用開始後 年数別区分	類型区分	団体数
30年以上	K1	0
15年以上	K2	228
15年未満	K3	52
嵐山町		
供用開始後 年数	類型区分	
11	K3	

【浄化槽事業】

収益性に関する指標

収益性に関する指標																			
経営指標																			
経常収支比率（％）																			
評価基準																			
100％を超える方が良い																			
計算式																			
$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$																			
	経常収支比率（％） 全国平均R4 【100.42】 <table><thead><tr><th></th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr></thead><tbody><tr><td>嵐山町</td><td>-</td><td>-</td><td>84.34</td><td>91.32</td><td>94.50</td></tr><tr><td>類似団体</td><td>-</td><td>-</td><td>95.33</td><td>92.17</td><td>101.83</td></tr></tbody></table> ■ 嵐山町 ● 類似団体		H30	R1	R2	R3	R4	嵐山町	-	-	84.34	91.32	94.50	類似団体	-	-	95.33	92.17	101.83
	H30	R1	R2	R3	R4														
嵐山町	-	-	84.34	91.32	94.50														
類似団体	-	-	95.33	92.17	101.83														
説明	評価																		
使用料収入や一般会計からの繰入金などの総収益で維持管理費や支払利息等の総費用をどの程度賄えているかを示す指標である。100％を超えているときは単年度の収支が黒字であることを意味する。	本町はR1まで非営利適用企業だったため、R1以前のデータはない。 上昇傾向で推移しているものの、類似団体をわずかに下回っており、100％に届いていない。 浄化槽の維持管理費が使用料収入や一般会計からの繰入金では賄い切れていない状況である。 今後、有形固定資産の購入費用が増加することに伴い、これに対応する減価償却費が増加する。その結果として、経常費用が増加し、指標値の悪化が懸念される。																		

【浄化槽事業】

収益性に関する指標

経営指標																			
経費回収率 (%)																			
評価基準																			
100%を超える方が良い																			
計算式																			
$\frac{\text{浄化槽使用料}}{\text{汚水処理費 (公費分担分を除く)}} \times 100$																			
<table><thead><tr><th></th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr></thead><tbody><tr><td>嵐山町</td><td>49.21</td><td>57.10</td><td>45.75</td><td>44.23</td><td>47.18</td></tr><tr><td>類似団体</td><td>55.85</td><td>53.23</td><td>50.70</td><td>48.13</td><td>46.58</td></tr></tbody></table>			H30	R1	R2	R3	R4	嵐山町	49.21	57.10	45.75	44.23	47.18	類似団体	55.85	53.23	50.70	48.13	46.58
	H30	R1	R2	R3	R4														
嵐山町	49.21	57.10	45.75	44.23	47.18														
類似団体	55.85	53.23	50.70	48.13	46.58														
説明	評価																		
汚水処理に要した経費を、使用料収入でどの程度賄えているかを示した指標である。使用料水準などを評価することが可能で、すべて使用料収入で賄えている場合は100%以上となり、適正な使用料が確保されていることになる。	H30、R2～R3は類似団体より低い数値で推移している。 R1は指標値が大きく改善されているように見えるが、打ち切り決算により浄化槽使用料の未収分が含まれている一方、維持管理費の未払い分が反映されていないためである。 今後は汚水処理費の節減に取り組むとともに、使用料の適正化を図る必要がある。																		

収益性に関する指標

経営指標	
汚水処理原価（円/㎡）	
評価基準	
低い方が良い	
計算式	
汚水処理費 （公費負担分を除く） 年間有収水量	

汚水処理原価（円/㎡）

全国平均R4
【294.83】

	H30	R1	R2	R3	R4
嵐山町	329.66	290.59	329.14	341.27	320.61
類似団体	287.91	283.30	289.81	301.54	311.73

嵐山町 類似団体

説明	評価
浄化槽使用料の対象となった水量1㎡当たりの汚水処理に要した費用を示す指標である。一般的には低額の方が良いとされているが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較等により現状分析を行う。	類似団体と比較して高い数値で推移しており、これは寄附浄化槽を含む町管理型浄化槽の増加による保守管理委託料及び清掃委託料などの維持管理費の増加が悪化要因となっている。 R1は一時的に改善しているが、これは打ち切り決算により維持管理費の未払い分が反映されていないためである。 今後は一層の維持管理費の節減に努めるとともに、使用料の適正化を図る必要がある。

【浄化槽事業】

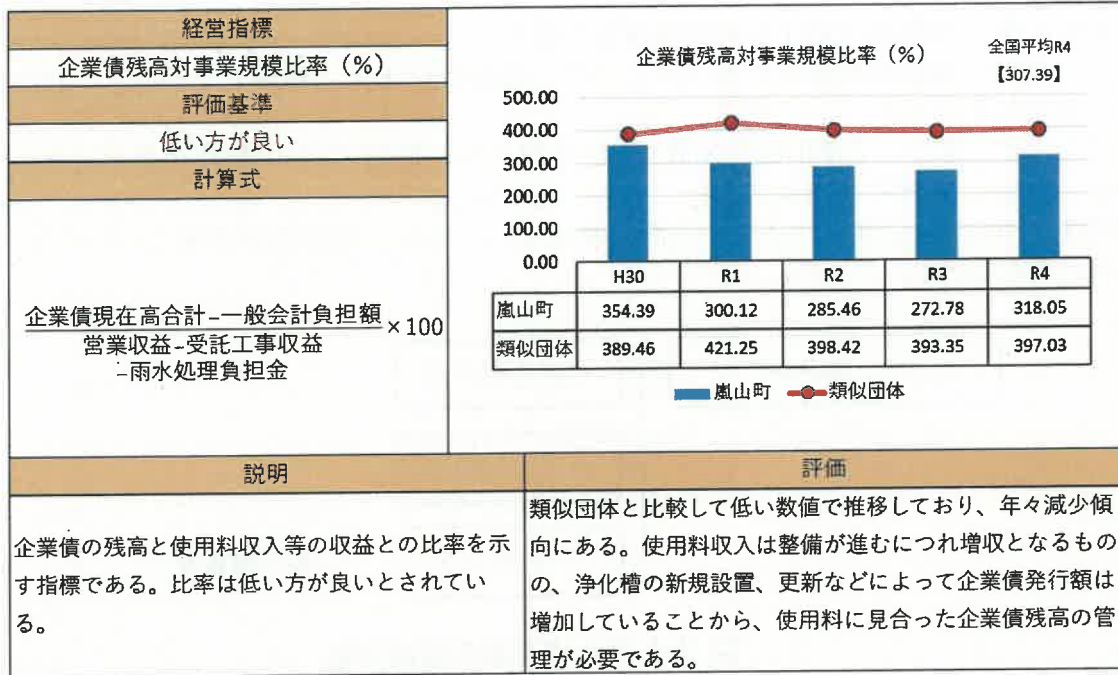
収益性に関する指標

経営指標	水洗化率 (%) 評価基準 高い方が良い 計算式 現在水洗化人口 現在処理区域内人口 (浄化槽使用人口) × 100	水洗化率 (%) 全国平均R4 【86.02】 100.00 80.00 60.00 40.00 20.00 0.00 H30 R1 R2 R3 R4 嵐山町 類似団体 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 65.57 60.12 54.99 66.43 66.88 ■ 嵐山町 ● 類似団体
水洗化率 (%)		
評価基準		
高い方が良い		
計算式		
説明	評価	
処理区域内人口のうち、浄化槽を使用して汚水処理をしている人口の割合を示す指標である。 100%となることが理想的である。	類似団体と比較して高い数値で推移している。 H30以降は町管理型合併処理浄化槽使用人口に変更したため、水洗化率は100%となっている。	

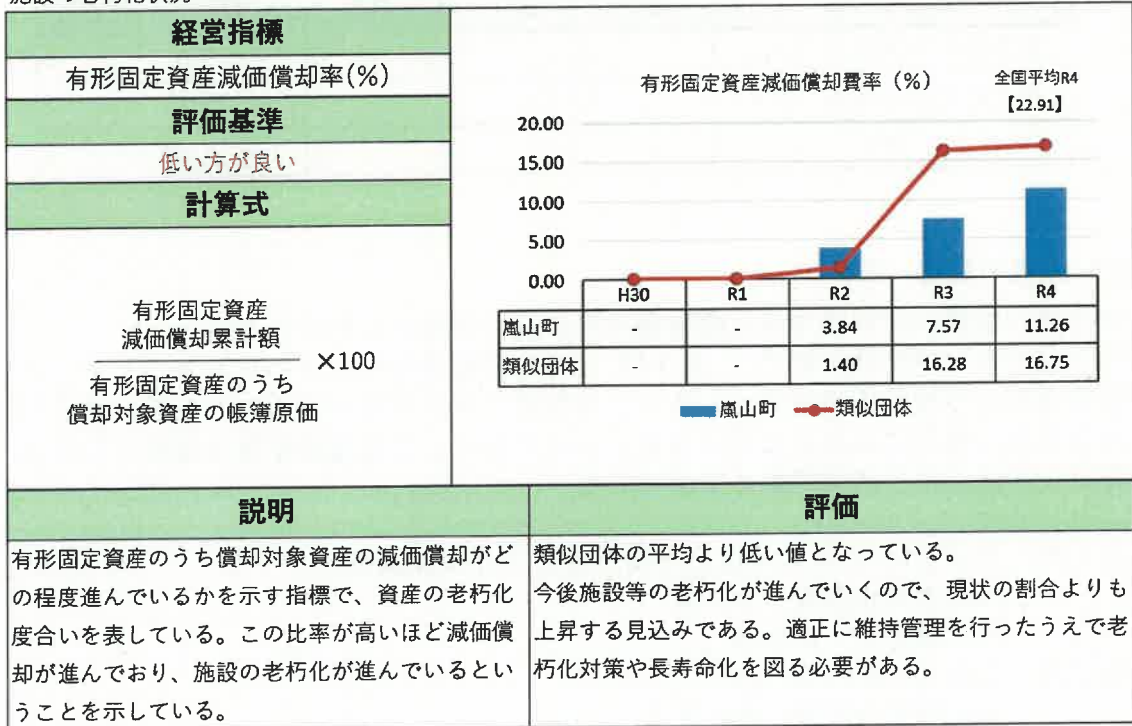
効率に関する指標

経営指標	施設利用率 (%) 全国平均R4 【84.27】 <table><thead><tr><th></th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr></thead><tbody><tr><td>嵐山町</td><td>47.73</td><td>47.17</td><td>50.05</td><td>48.03</td><td>47.97</td></tr><tr><td>類似団体</td><td>54.93</td><td>55.96</td><td>56.45</td><td>58.26</td><td>56.76</td></tr></tbody></table> ■ 嵐山町 ● 類似団体		H30	R1	R2	R3	R4	嵐山町	47.73	47.17	50.05	48.03	47.97	類似団体	54.93	55.96	56.45	58.26	56.76
		H30	R1	R2	R3	R4													
嵐山町		47.73	47.17	50.05	48.03	47.97													
類似団体		54.93	55.96	56.45	58.26	56.76													
施設利用率 (%)																			
評価基準																			
高い方が良い																			
計算式																			
$\frac{\text{一日平均処理水量}}{\text{一日処理能力}} \times 100$																			
説明	評価																		
一日処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。	類似団体と比較して低い数値で推移している。 浄化槽は、原則、床面積により人槽が決定されるが、高齢化や節水器具の普及に伴い施設対応能力に対する処理水量割合が低いと推測される。																		

【浄化槽事業】



施設の老朽化状況



3.2.2. 管理体制（人）

本町の浄化槽事業はPFI方式町管理型を採用している。本町の管理体制を図 3-8 に、過去 5 年間の職員数の推移を表 3-6 に示す。職員数は 1 人で推移しており、人員の変動は見られなかった。

また、町に替わって浄化槽の設置・維持管理作業を町内 13 社の民間企業が設立した「嵐山町浄化槽 PFI 事業株式会社」が行っている。

現在、浄化槽の設置は 12 社の民間企業が行っており、維持管理作業については、2 社の民間企業が行っている。

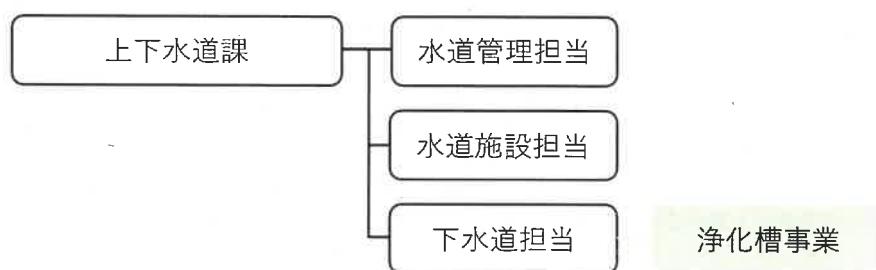


図 3-8 浄化槽事業の組織体制

表 3-6 浄化槽事業職員数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
資本勘定所属職員（人）	0	0	0	0	0
損益勘定所属職員（人）	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1

（出典）決算状況調査

3.2.3. 設備の管理（モノ）

浄化槽の整備は町管理型浄化槽整備事業に基づき進められている。

町管理型浄化槽整備事業では、第Ⅰ期、第Ⅱ期整備事業を以下のとおりとしている。

町管理型浄化槽整備事業については、希望者のみが対象となることから、整備の進捗は各住民の意向によるところが大きい。そのため、目標基数整備を達成するには、効率的な広報による情報提供が必要である。

第Ⅰ期：平成 24～令和 3 年度※当初予定より 3 年間延長

浄化槽新規設置：500 基

浄化槽寄附：200 基

第Ⅱ期：令和 4～令和 13 年度

浄化槽新規設置：300 基

浄化槽寄附：100 基

3.2.4. 事業経営（カネ）

(1) 決算状況

令和4年度末時点の決算状況を図3-9に示す。

収益的収入の内訳は浄化槽使用料、他会計補助金（全て繰入基準外）、長期前受金戻入、及びその他であり、収益的支出は浄化槽費、減価償却費、及びその他で構成されている。収益的収支不足額は約500万円である。

資本的収入は、他会計補助金、企業債、及び国庫補助金が大部分を占めており、資本的支出は企業債償還金及び建設改良費からなっている。資本的収支不足額は約0.5万円である。

浄化槽事業は平成24年度から事業を開始しており、企業債償還金は現時点で資本的支出に係る金額の25%を占めている。元金償還金については今後増加していく見込みであるため、資本的支出が増え、資本的収支不足額が増大していくことが想定される。資金繰りの安定化に向け、資本的収支不足額に充当する資金の確保が必要である。その資金確保のためには、適切な収入の確保と費用削減の施策が必要である。

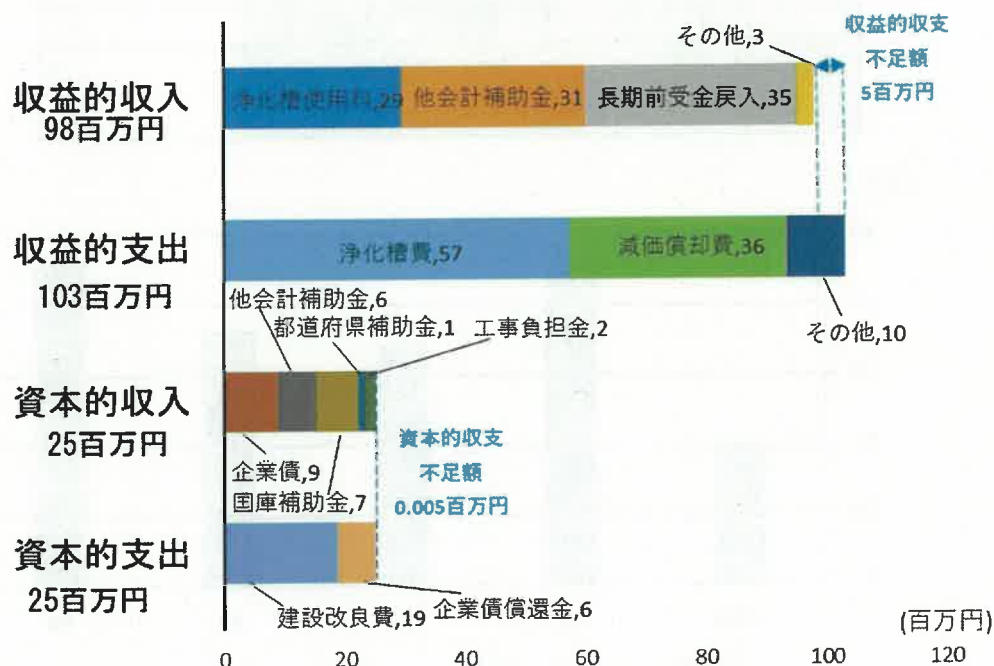


図3-9 令和4年度決算状況（浄化槽事業）

（出典）令和4年度決算状況調査※税抜き

(2) 公営企業会計への移行

令和2年度から公営企業会計へ移行し、経営の透明性を高めている。

(3) 使用料収入

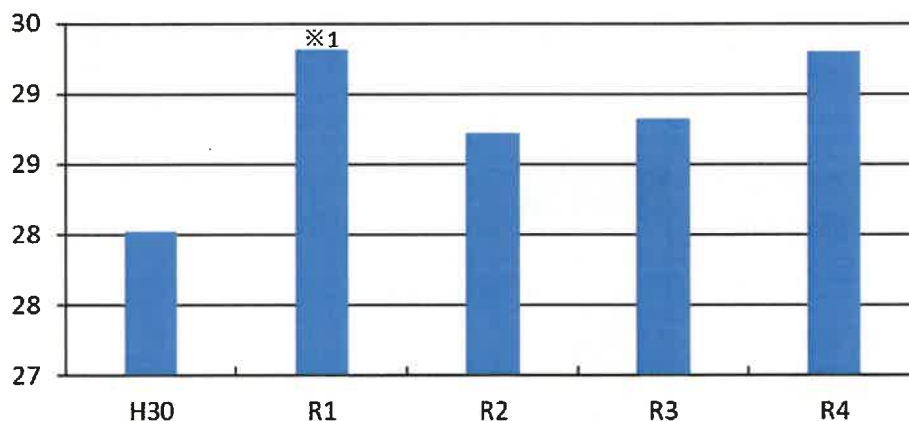
本町の浄化槽使用料は、基本料金を除き下水道と同様の料金体系である。
現在の使用料金表を表 3-7 に、使用料収入の推移を図 3-10 に示す。

表 3-7 嵐山町の浄化槽使用料

単位：円（税込）

			浄化槽使用料 (1ヶ月あたり)
一般排水	基本料金	基本料金 10㎡まで	1,650
	超過料金 (1㎡につき)	10㎡を超え20㎡まで	143
		20㎡を超え30㎡まで	165
		30㎡を超え50㎡まで	187
		50㎡を超え100㎡まで	209
		100㎡を超え200㎡まで	231
		200㎡を超え400㎡まで	253
		400㎡を超え600㎡まで	275
		600㎡を超えるもの	297

(百万円)



※1 令和元年度は、打ち切り決算により下水道使用料の未収分が含まれているため、他の年度と比べて、使用料収入が高くなっている。

図 3-10 浄化槽使用料収入の推移

(出典) 決算状況調査

また、本町の使用料単価を総務省比較経営診断表における類似団体平均と比較すると、表 3-8 に示すように平均より 5 円程度単価が高い状況にある。

表 3-8 使用料単価の比較

項目	嵐山町			類似団体平均
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 4 年度
使用料単価 (円/㎡)	150.59	150.96	151.26	147.01

(出典) 令和 4 年度下水道事業比較経営診断表

3.2.5. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口及び水洗化人口の予測

処理区域内人口及び水洗化人口の予測を図 3-11 に示す。また、合併処理浄化槽人口普及率の目標値を表 3-9 に示す。

人口普及率は、第 6 次嵐山町総合振興計画における目標値（個人設置型を含む合併処理浄化槽人口普及率について、2025（令和 7）年度：26.7%、2030（令和 12）年度：27.2%）を達成するものとして想定した。

単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換と、個人設置の合併処理浄化槽の寄附により、処理区域内人口及び水洗化人口は 2025（令和 7）年度までは増加する見通しであるが、その後は減少していく見通しである。

浄化槽区域内の水洗化率は 100%のため、水洗化人口は処理区域内人口と同値となる。

表 3-9 第 6 次嵐山町総合振興計画における目標値

指標の内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
合併処理浄化槽人口普及率	23.7%	26.7%	27.2%

(出典) 第 6 次嵐山町総合振興計画 2021～2030（令和 3 年 6 月）

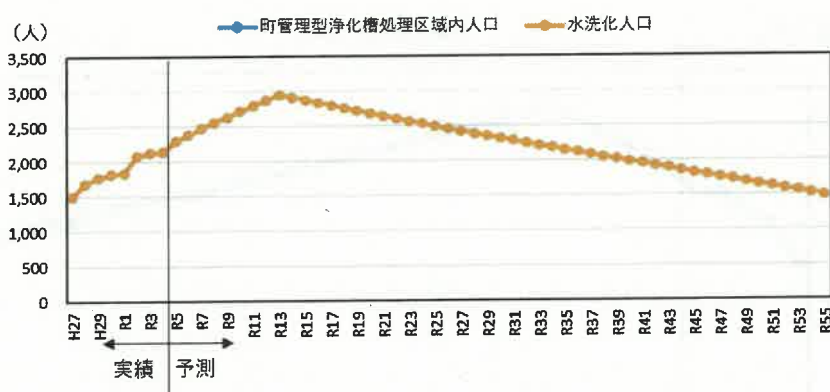


図 3-11 処理区域内人口及び水洗化人口の予測（浄化槽事業）

(2) 有収水量の予測

有収水量の予測を図 3-12 に示す。

有収水量は、令和 4 年度の 1 人 1 日当たり有収水量に水洗化人口を乗じて算定した。

・ 1 人 1 日当たり有収水量：247.67（ℓ/人・日）（令和 4 年度実績）

水洗化人口の増加に伴い令和 13 年までは新規設置・寄附浄化槽があるため、増加する見通しであるが、その後は減少していく見通しである。

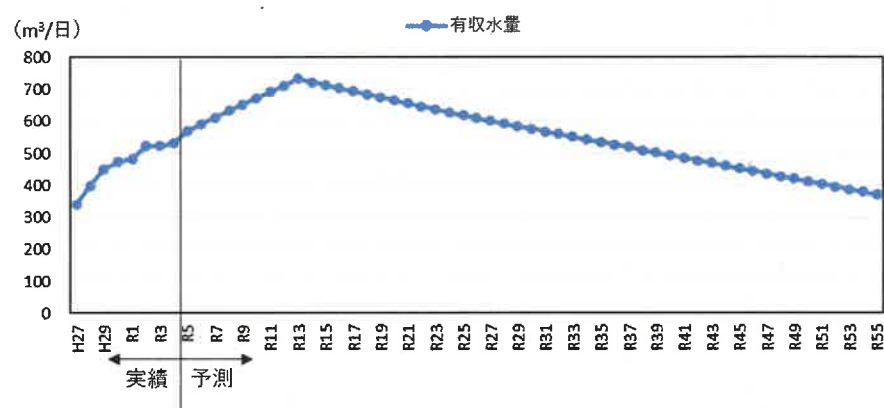


図 3-12 有収水量の予測（浄化槽事業）

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の予測を図 3-13 に示す。

使用料収入は、有収水量に使用料単価（151.26 円/m³）を乗じて算出する。有収水量予測と同様に令和 13 年度までは増加する見通しであるが、その後は減少していく見通しである。

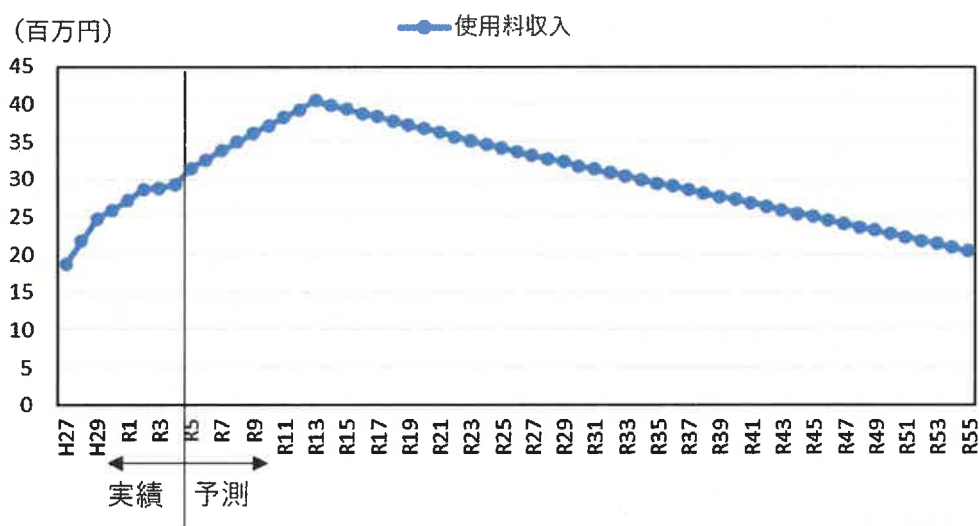


図 3-13 使用料収入の予測（浄化槽事業）

(4) 組織の見通し

現在の浄化槽事業の職員数は 1 人であり、将来の職員人数に関しては現状維持の見通しである。

また、浄化槽事業は現在、民間力を活用とする PFI 事業となっており、今のところ現状の手法を令和 13 年まで維持する見通しとなっている。

3.2.6. 課題まとめ

人・モノ・カネの観点、経営比較分析表及び将来の事業環境から見た浄化槽事業の課題は以下のとおりである。

■ 使用料収入の増収の必要性

経常収支比率が 100%未満となっており、総費用を総収益で賄えていない状況にある。また、本町の経費回収率は類似団体の平均値より高いが、100%に達していないため、事業にかかった経費を使用料収入では賄い切れていない状況である。これは浄化槽清掃等の維持管理費などが浄化槽使用料収益を上回っているからである。今後、健全な事業運営を行うために、適切な使用料金を検討する必要がある。

■ 効率的な維持管理の必要性

本町の経費回収率は類似団体の平均値より高いが、100%に達していないため、事業にかかった経費を使用料収入では賄い切れていない状況である。施設の効率的な維持管理により、汚水処理にかかる費用を抑えるとともに、使用料の適正化を図り、経費回収率を改善する必要がある。

本町では、維持管理費及び事務処理費削減のため、町管理型浄化槽事業を実施している。今後もこれを継続し、効率的な維持管理を実施していく必要がある。

■ 整備数向上の必要性

本町の水洗化率は平成 29 年度時点で類似団体の平均値を上回っており、平成 30 年度より 100%となっている。これは、平成 29 年度まで個人設置も含めて現在処理区域内人口を分母としていたが、平成 30 年度より町管理型合併処理浄化槽使用人口を分母に変更したためである。

第 6 次嵐山町総合振興計画における合併浄化槽普及率目標値を達成するために、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換は引き続き進めていく必要がある。整備の進捗は各住民の意向が重要となってくるため、広報活動の拡充等により整備の進捗を図る。

■ 将来事業への備えの必要性

浄化槽の耐用年数は 20～30 年と言われている。今後、寄附浄化槽を中心に老朽化による修繕費や更新費用が増加することが予測される。また、浄化槽の使用者の高齢化等に起因する空家になった場合の維持管理も課題となる。

現状の企業債残高対事業規模比率は、類似団体より低い状況にあるが、将来は浄化槽の整備、老朽化対策に備えた経営が必要となる。

<課題に対する対策>

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ■ 【課題】 使用料収入の増収 | ⇒ 【対策】 適正な使用料の検討 |
| ■ 【課題】 効率的な維持管理 | ⇒ 【対策】 PFI 事業の運用継続 |
| ■ 【課題】 整備数向上 | ⇒ 【対策】 広報活動の拡充 |
| ■ 【課題】 将来事業への備え | ⇒ 【対策】 内部留保資金の確保 |

4. 基本方針

4.1. 基本理念と基本目標

快適な生活環境及び健全な自然環境を保全するため、安定した汚水処理サービスを町民に提供するとともに、持続可能な事業運営を継続する。

4.2. 基本方針と施策

4.2.1. 下水道事業

■ 下水道施設の適正な管理

① 下水道ストックマネジメント計画の運用

施設の機能維持と中長期的な視点で経費の削減を図るため、令和2年度策定の下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の管理、及び更新等を行っている。

② 不明水対策

下水道ストックマネジメント計画に基づき管路内調査を実施し、浸入水の対策を実施することで、施設の劣化を防止するとともに不明水に係る処理コストの削減を図る。

③ 広域化・共同化・最適化の検討

本町の下水道は流域下水道に接続しており、現在広域処理を実施している状況である。汚水処理手法の最適化については、令和元年度に見直した「嵐山町生活排水処理施設整備構想」において検討しており、経済性、地域環境等を考慮して、最適な整備手法を選択している。今後もこの「嵐山町生活排水処理施設整備構想」に基づく整備を継続する。

また、料金徴収については、今後も水道事業への委託を継続する。

④ ウォーターPPPの導入

令和10年度からウォーターPPPを導入することを目標に導入可能性調査を令和6年度から実施している。

■ 下水道事業経営の安定性の確保

① 適正な使用料の検討

下水道施設の建設にかけた費用や維持管理費、修繕費等を使用料収入で賄えるよう、適正な使用料への見直し検討を行う。

② 戸別通知等の実施

下水道への接続の促進に向けて戸別通知等を実施し、使用料収入の増収を図る。

■ その他

① 災害対応

下水道施設は重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能の維持又は早期復旧を図るため、本町では下水道BCPを作成しており、毎年度更新を行っている。今後も継続して定期的な見直しを行う。

4.2.2. 浄化槽事業

■ 浄化槽の適正な管理

① PFI 事業との連携

浄化槽の清掃、保守点検、法定点検等を PFI 事業で管理し、適正な維持管理を行う。

② 広域化・共同化・最適化の検討

本町の汚水処理手法の最適化については、令和元年度に見直した「嵐山町生活排水処理施設整備構想」において検討しており、経済性、地域環境等を考慮して、最適な整備手法を選択している。下水道事業と同様に、今後もこの「嵐山町生活排水処理施設整備構想」に基づく整備を継続する。

また、料金徴収については、今後も水道事業への委託を継続する。

■ 浄化槽事業経営の安定性の確保

① 適正な使用料の検討

浄化槽の設置・更新にかかった費用や維持管理費、修繕費等を使用料収入で賄えるよう、適正な使用料への見直し検討を行う。

② 浄化槽整備の継続と広報活動の拡充

合併浄化槽処理人口普及率を向上させるため、今後も浄化槽整備を継続するとともに、町広報誌への情報掲載など、広報活動も拡充する。

③ 将来に備えた内部留保資金の確保

今後の企業債償還金の増加、老朽化した浄化槽の改築・更新に備えるため、事業資金を蓄えておく必要がある。特に浄化槽事業は現況の経費回収率が低いことから、早急な経営改善が必要である。これまでに示した施策を実行し、使用料の増収及び経費の削減により、内部留保資金を確保する。

5. 目標実現に向けた取り組み

5.1. 下水道事業

5.1.1. 投資に関する取組

投資の目標として、第6次嵐山町総合振興計画に基づき汚水処理人口普及率の向上を目指す。

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

令和元年に見直した「嵐山町生活排水処理施設整備構想」に基づき、最適な手法での整備を今後も継続する。ただし、人口の動向や社会情勢の変化を踏まえ、5年を目途に構想の見直し検討を行う。

料金徴収については、今後も水道事業への委託を継続する。

【事業指標】・「嵐山町生活排水処理施設整備構想」の5年ごとの更新

② 投資の平準化に関する事項

令和2年度末に下水道ストックマネジメントを策定し、費用の平準化を考慮した改築・修繕計画を取りまとめた。

【事業指標】・ストックマネジメント計画に基づく改築・修繕の実施

5.1.2. 財源に関する取組

財源の目標として、経費回収率の向上（100%以上を維持）を目指す。

① 使用料の見直しに関する事項

料金改定の見直し検討を流域下水道の構成町（小川町、滑川町）で調整し始めている。

【事業指標】・概ね3～5年ごとに使用料の妥当性を検討

② その他の取組

下水道への接続の促進に向けて戸別通知等を実施し、使用料収入の増収を図る。

また収納率について、これまでにコンビニエンスストアでの収納取扱いを開始する等、納入しやすい環境の構築を水道事業と一体的に進めてきた。今後も収納率の向上を目指し、口座振替利用の促進等を図る。

【事業指標】・戸別通知実施の継続

・口座振替利用率の向上

5.1.3. 投資以外の経費に関する取組

① 修繕費に関する事項

下水道ストックマネジメント計画を策定することにより、計画的な維持管理を行い、突発的な修繕費用の発生を防止する。

【事業指標】・ストックマネジメント計画に基づく改築・修繕の実施

② その他の取組（不明水対策）

下水道ストックマネジメント計画に合わせて管路内調査を実施し、浸入水の対策を実施することで、不明水に係る処理コストの削減を図る。

【事業指標】・ストックマネジメント計画に基づく点検・調査の実施

③ その他の取組（災害対応）

下水道施設は重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能の維持又は早期復旧を図る必要がある。危機管理体制の強化として、本町では下水道 BCP を策定しており、毎年度更新を行っている。今後もこれを継続し、防災対応力の向上を図る。

【事業指標】・下水道 BCP の毎年度の更新

5.2. 浄化槽事業

5.2.1. 投資に関する取組

投資の目標として、第6次嵐山町総合振興計画に基づき汚水処理人口普及率の向上を目指す。

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

下水道事業と同様、令和元年度に見直した「嵐山町生活排水処理施設整備構想」に基づき、最適な手法での整備を今後も継続する。ただし、人口の動向や社会情勢の変化を踏まえ、5年を目途に構想の見直し検討を行う。

また、使用料徴収については、今後も水道事業への委託を継続する。

【事業指標】・「嵐山町生活排水処理施設整備構想」の5年ごとの更新

② 浄化槽の建設・更新に関する事項

浄化槽事業は「第6次嵐山町総合振興計画」における合併処理浄化槽人口普及率の目標値を達成することを目指し、浄化槽の整備・更新を進めていく。浄化槽の整備にあたっては各住民の意向が重要であるため、町広報誌への情報掲載など、広報活動も拡充する。また、既設の浄化槽は基本的に維持管理により健全性を保ちつつ、必要に応じ更新を行うものとする。

【事業指標】・「第6次嵐山町総合振興計画」における合併浄化槽人口普及率の達成

・町広報紙への浄化槽整備事業の情報掲載

5.2.2. 財源に関する取組

財源の目標として、経費回収率の向上（100%以上を維持）を目指す。

① 使用料の見直しに関する事項

料金改定の見直し検討について、基本方針は流域下水道の構成町（小川町、滑川町）で共有しているが、検討については個別で行っている。また、使用料の見直し・改定は上下水道同時期とする。

【事業指標】・概ね3～5年ごとに使用料の妥当性を検討

② その他の取組（口座振替の利用促進）

下水道事業と同様、今後も収納率の向上を目指し、口座振替利用の促進等を図る。

【事業指標】・口座振替利用率の向上

③ その他の取組（内部留保資金の確保）

各施策の確実な実行により、将来に備えた内部留保資金を確保する

【事業指標】・計画期間内に内部留保資金約8千万円の確保

5.2.3. 投資以外の経費に関する取組

① 修繕費に関する事項

計画的な維持管理を行い、突発的な修繕費用の発生を防止する。

【事業指標】・PFI事業の継続による管理

6. 事業計画と財政の見通し

前述した施策を実行し、下水道事業を持続可能なものとするために、下水道財政の中長期シミュレーションを実施した。

6.1. 下水道事業

6.1.1. 財政シミュレーションの条件

投資・財政計画を策定するための財政シミュレーションを実施した。

(1) 投資について

計画期間内に実施する事業として、主に次の事業費を見込む。

1) 新規汚水整備

新規整備予定区域の事業費は、「嵐山町生活排水処理施設整備構想」で算出された建設事業費単価に新規整備面積を乗じて推計した。

新規汚水整備スケジュール、整備面積、及び事業費を表 6-1 に示す。

- ・建設事業費単価：5,450 千円/ha（嵐山町生活排水処理施設整備構想（R2.3）より）

表 6-1 新規整備スケジュール、整備面積、及び事業費

項目	単位	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	税込み
川島地区	ha	0	0	0	0	0	6.7	6.7	6.7	6.75	0	0	0
その他区域	ha	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6.0	6.0	6.0
花見台工業団地	ha	0	3.0	3.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規整備面積合計	ha	0	3.0	3.5	0	0	6.7	6.7	6.7	6.75	6.0	6.0	6.0
新規汚水建設事業費単価	千円/ha	5,450	5,450	5,450	5,450	5,450	5,450	5,450	5,450	5,450	5,450	5,450	5,450
新規汚水建設事業費	千円	0	0	0	0	0	40,170	40,170	40,170	40,470	35,940	35,940	35,940

※1 R7,8 に花見台工業団地の新規整備面積として 3.0ha、3.5ha が計上されているのは、整備済みではあるが未接続だからである。よってこの年度では建設事業費は発生しないものとする。

新規汚水整備事業費＝建設事業費単価：5,450 千円/ha×当年度新規整備面積

2) 改修修繕事業

① 下水道ストックマネジメント計画（令和 2 年度）に基づく投資事業

下水道ストックマネジメント計画（令和 2 年度）に基づく投資事業費を次項の表 6-2 に示す。

表 6-2 スtockマネジメント計画に基づく今後 10 年間の投資計画

			税込み 単位：千円									
			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
ストック改築・ 修繕事業	マンホール点検	3条	473	473	473	473	473	473	473	473	473	473
	管路調査費	3条	2,691	2,691	2,691	2,691	2,691	2,691	2,691	2,691	2,691	2,691
	取付管調査	3条	902	902	902	902	902	902	902	902	902	902
	マンホールポンプ調査	3条	1,650	0	3,300	0	1,650	1,650	3,300	4,950	1,650	1,650
	管路改築設計	4条	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465
	マンホールポンプ設計	4条	165	0	330	0	0	0	0	0	0	0
	管路改築工事	4条	69,300	69,300	69,300	69,300	69,300	69,300	69,300	69,300	69,300	69,300
	マンホールのふた	3条	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
	マンホールポンプ更新事業	4条	6,600	3,300	0	6,600	0	0	0	0	0	0
3条合計			27,716	26,066	29,366	26,066	27,716	27,716	29,366	31,016	27,716	27,716
4条合計			79,530	76,065	73,095	79,365	72,765	72,765	72,765	72,765	72,765	72,765
合計			107,246	102,131	102,461	105,431	100,481	100,481	102,131	103,781	100,481	100,481

② 町で計画されている管路の改築工事

令和 2 年度に策定されたストックマネジメント計画（表 6-2）では、管路の改築工事費として、毎年 69,300 千円（税込み）を計画している。（赤枠）

一方、令和 5 年度末時点の嵐山町の計画では、老朽化した管路の改築事業費として、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で計 99,000 千円（毎年 33,000 千円）を見込んでいる。また、令和 9 年度からの 10 年間で約 10km（毎年 1km）の改築を行う計画である。このとき、管路 1m 当たりの事業費を 200 千円（税抜き）とすると、1km 当たりの費用は年間で更新費は総額で 220,000 千円（税込み）となる。これを 10 年間継続すると、更新費の総額は 2,200,000 千円（税込み）となる。

令和 15 年度までに町で計画されている管路の改築工事費を表 6-3 に示す。

表 6-3 町で計画されている管路改築工事

		税込み 単位：千円									
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
管路改築工事	3条	33,000	33,000	33,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000

管路改築工事に係る事業費については、ストックマネジメント計画でも毎年 69,300 千円（税込み）が計画されているが、本計画においては、現時点で最新の計画である令和 5 年度末時点で町で計画されている管路改築工事費を採用し、令和 6 年から令和 8 年までは年度当り 33,000 千円（税込み）、令和 10 年度から令和 15 年度までは年度当り 220,000 千円（税込み）とする。

3) 流域下水道建設負担金

流域下水道建設負担金の将来値は、平成 30 年度から令和 4 年度までの実績値の平均値で固定した。

流域下水道建設負担金の推計値を表 6-4 に示す。

表 6-4 流域下水道建設負担金

		税込み 単位：千円									
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
流域下水道建設負担金	3条	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166

4) 投資計画まとめ

新規汚水整備、ストックマネジメント計画で計画されている 4 条事業費（管路改築工事を除く）、町で計画されている管路の改築工事費、流域下水道建設負担金を合計し、

公共下水道事業の総事業費とする。
10年間の総事業費を表 6-5 に示す。

表 6-5 公共下水道事業 総事業費

税込み
単位：千円

投資計画	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
新規開発事業	0	0	0	0	0	40,170	40,170	40,170	40,470	35,940
ストックマネジメント計画4条事業費	10,230	6,765	3,795	10,065	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465
管路改築設計	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465
マンホールポンプ設計	165	0	330	0	0	0	0	0	0	0
マンホールポンプ更新事業	6,600	3,300	0	6,600	0	0	0	0	0	0
管路改築事業費(町計画)	33,000	33,000	33,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000
流域建設負担金	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166	34,166
合計	77,396	73,931	70,961	264,231	257,631	297,801	297,801	297,801	298,101	293,571

(2) 財源について

主な財源として、下水道使用料、企業債、一般会計繰入金、国庫補助金、受益者負担金を見込む。

1) 下水道使用料

3.1.5 将来の事業環境で予測した使用料収入に基づく。

使用料収入の推移を図 6-1 に示す。

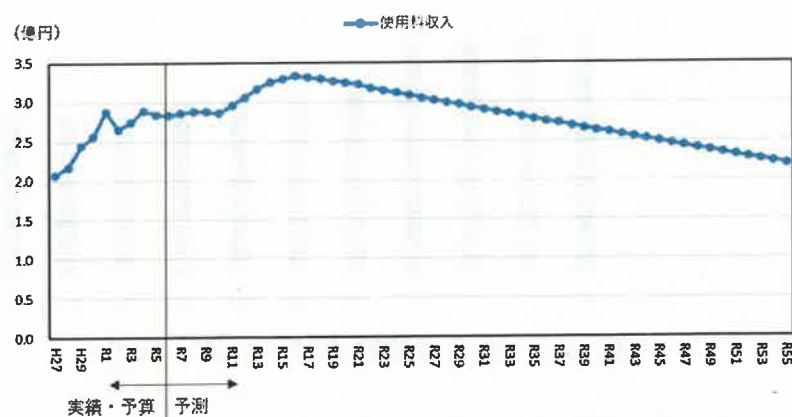


図 6-1 使用料収入推計（公共下水道）（再掲載）

2) 企業債

令和3年3月に策定された経営戦略では、企業債は過年度の建設改良費に対する企業債の割合から算出していたが、近年、下水道新規整備が行われていないため、建設改良費に対する企業債の割合を実績に基づき算出することができなかった。このため、下水道の一般的な財源構成（次項図 6-2）を参考に、起債充当率を45%と設定した。なお、流域下水道建設負担金は令和4年度までの実績を踏まえ、将来にわたり当該金額の100%を起債で賄うこととした。

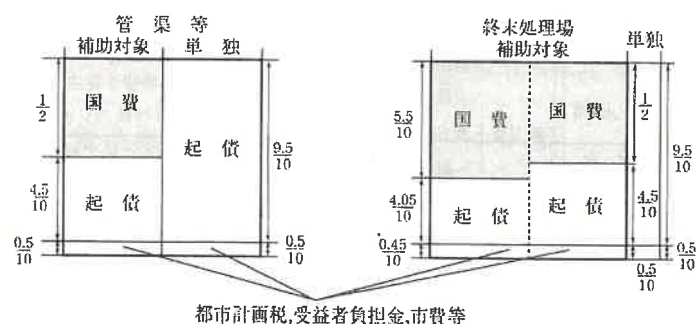


図 6-2 財源構成

（出典）下水道計画の手引き 平成 14 年版

3) 一般会計繰入金

一般会計繰入金について、令和 6 年度から令和 15 年度に関しては、町で設定した数値を基に設定した。令和 16 年度以降は、令和 15 年度の繰入金額 1.3 億円で固定した。

一般会計繰入金総額の推移を図 6-3 に示す。

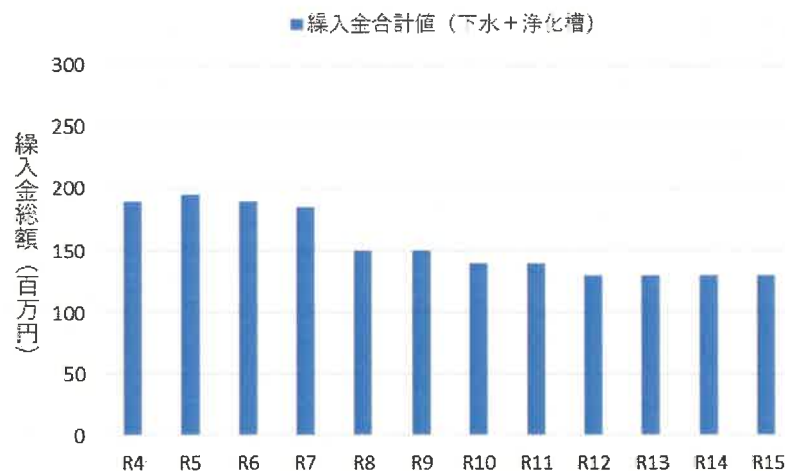


図 6-3 繰入金総額推移（公共下水道）

また、下水道事業に繰り入れられる金額は、平成 30 年度から令和 4 年度にかけて下水道事業に繰り入れられた金額の割合（81%）を乗じて推計した。過年度の繰入金推移とその割合を表 6-6 に示す。一般会計繰入金（公共下水道）の推移を図 6-4 に示す。

表 6-6 繰入金（下水道と浄化槽）過年度実績及びその割合

単位：円

	繰入金（下水道）	繰入金（浄化槽）	繰入金（合計）
平成30年度	197,823,000	42,510,000	240,333,000
令和元年度	170,359,000	55,947,000	226,306,000
令和2年度	179,000,000	26,000,000	205,000,000
令和3年度	160,384,353	36,615,647	197,000,000
令和4年度	152,973,339	37,026,661	190,000,000
計	860,539,692	198,099,308	1,058,639,000
割合	81%	19%	100%

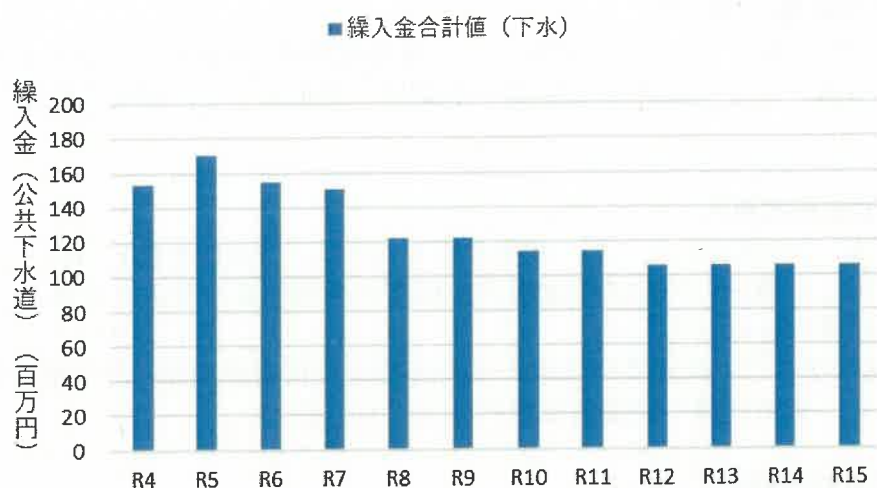


図 6-4 繰入金（公共下水道）の推移

4) 国庫補助金

a) 3 条国庫補助金

将来 3 条国庫補助金額については、令和 5 年度予算値と同額とした。

b) 4 条国庫補助金

令和 3 年 3 月に策定された経営戦略では、4 条国庫補助金は過年度の建設改良費に対する 4 条国庫補助金の割合から算出しているが、近年、下水道新規整備が行われていないため、建設改良費に対する 4 条国庫補助金の実績割合が算定できなかった。このため、下水道の一般的な財源構成（図 6-2）を参考に、国庫補助金の最大充当割合（50%）が適用されるものと想定し、補助率を 50%と設定した。

5) 受益者負担金

受益者負担金は、過年度の建設改良費に対する受益者負担金合計の割合から算出した。

平成 30 年度～令和 4 年度建設改良費 ÷ 同年度間受益者負担金合計

：新規汚水整備にかかる建設改良費の 2.88%（表 6-7 参照）

建設改良費に対する各財源の割合を表 6-7 に示す。

表 6-7 建設改良費に対する各財源の割合

単位：円

	国庫補助金	県補助金	負担金	起債	一般会計 繰入金	建設改良費に 対する財源計
平成 30 年度	0	0	555,450	56,300,000	0	56,855,450
令和元年度	0	0	3,388,970	77,900,000	0	81,288,970
令和 2 年度	0	0	168,360	23,800,000	0	23,968,360
令和 3 年度	0	0	2,459,160	33,200,000	0	35,659,160
令和 4 年度	0	0	73,920	32,900,000	0	32,973,920
計	0	0	6,645,860	224,100,000	0	230,745,860
割合	0%	0%	2.88%	97.12%	0%	100.00%

(3) その他財源について

その他の財源については、原則として決算値平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の平均値、もしくは令和 5 年度の予算値で固定とした。個別に設定した費目を次に示す。

1) 長期前受金戻入

定額法※での算定を行った。耐用年数を 50 年、償却限度額を 95%と設定し、算出した。算出した新規の長期前受金戻入に既存の長期前受金戻入を合算し、将来長期前受金戻入の推計を行った。

※ 定額法とは、減価償却資産の取得価格を使用可能期間（法定耐用年数）に分割して、毎年同額の減価償却費を計上する方法。

(4) 投資以外の経費について

投資以外の経費は、原則として平成 30 年度から令和 4 年度決算値までの 5 年間の平均値に値上げ率を乗じた金額、もしくは令和 5 年度予算値と同額とした。この値上げ率とは、内閣府中長期の経済財政に関する資産において資産されている消費者物価上昇率であり、成長実現ケースにおいて毎年 2.0%の上昇を採用した。この成長は令和 14 年度まで継続すると仮定し算定を行った。

消費者物価上昇率を図 6-5 に示す。

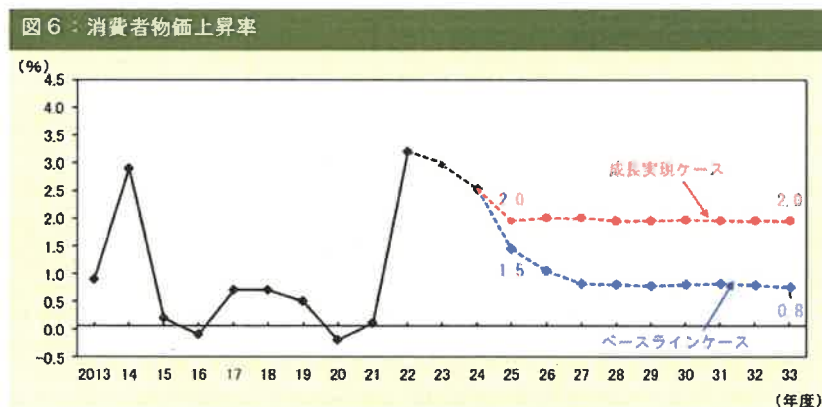


図 6-5 消費者物価上昇率

(出典) 内閣府中長期の経済財政に関する試算 (R6. 1. 22)

1) 元金償還費及び支払利息

a) 企業債元金償還金及び支払利息

償還方法を半年賦元金均等償還、返済期間 30 年（据置 5 年）、令和 5 年度の利率を 1.1%※、令和 6 年度の利率を 1.6%※として算定し、起債済み企業債の元金償還金及び支払利息と合算した。

b) 資本費平準化債元金償還金及び支払利息

償還方法を半年賦元金均等償還、返済期間 20 年（据置 3 年）、令和 5 年度の利率を 0.7%※、令和 6 年度の利率を 1.2%※として算定し、起債済み資本平準化債の元金償還金及び支払利息と合算した。

※令和 5 年度の利率は財政融資資金貸付金利（令和 5 年 4 月 1 日以降適用）を参照し、令和 6 年度の利率は財政融資資金貸付金利（令和 6 年 5 月 1 日以降適用）を参照した。

2) 減価償却費

a) 有形固定資産減価償却費

定額法※での算定を行った。また、耐用年数は管渠の場合は 50 年、マンホールポンプの場合は 15 年とし、償却限度額はどちらも 95%と設定した。

b) 無形固定資産減価償却費

定額法※での算定を行った。また、耐用年数は 45 年、償却限度額は 100%と設定した。

※ 定額法とは、減価償却資産の取得価格を使用可能期間（法定耐用年数）に分割して、毎年同額の減価償却費を計上する方法。

3) 流域下水道維持管理負担金

市野川流域下水道負担金単価（79 円/m³）（税抜き）（R4 年度実績）に処理水量を乗じて算出した。

処理水量の将来値は、過年度の有収水量に対する処理水量の割合を求め、その割合と事業費推計で推計した将来有収水量を乗じることにより算出した。

また、令和 8 年度に市野川流域下水道負担金単価が 20%上昇することを見込み、その後は値上がりした単価（95 円/m³）（税抜き）で固定した。

4) 光熱水費

光熱水費は、全てマンホールポンプに係る費用である。このため、光熱水費は処理水量に応じて変動すると考えられることから、前年度の光熱水費に当年度の処理水量増減率及び値上げ率を乗じて算出した。

5) 委託費

平成 30 年度から令和 4 年度までの委託費平均値に値上げ率を乗じ、ストックマネジメント計画で算出された 3 条事業費のうち、マンホール点検、取付管調査、マンホールポンプ調査、及びマンホールの蓋にかかる事業費を合算して算出した。

(5) 内部留保資金について

内部留保資金とは、安定的に事業運営を行うため、日常の運転資金や災害等非常時に対応できる資金として、適切な額以上の内部留保資金を確保する必要がある。

内部留保資金の確保額については、統一的な基準が定められていない状況にある。そのため、令和 3 年 3 月に策定された経営戦略の考え方を踏襲し、下水道事業として確保すべき内部留保資金を次の考え方で整理した。

内部留保資金確保目標額

= 運転資金（減価償却費を除いた収益的支出（1 年分）+ 企業債償還金（1 年分））

※運転資金とは、平常時の事業運営において確保しておくべき資金である。

6.1.2. 財政シミュレーションの結果（標準案）

(1) 収益的収支の見通し

収益的収支の見通しを図 6-6 に示す。

令和 8 年度には流域維持管理負担金の値上げにより、大幅に純利益が減少する見込みであり、約 700 万円程度となる見通しである。それ以降の純利益は概ね横ばいで推

移し、令和 15 年度には純利益が約 900 万円となる見通しである。

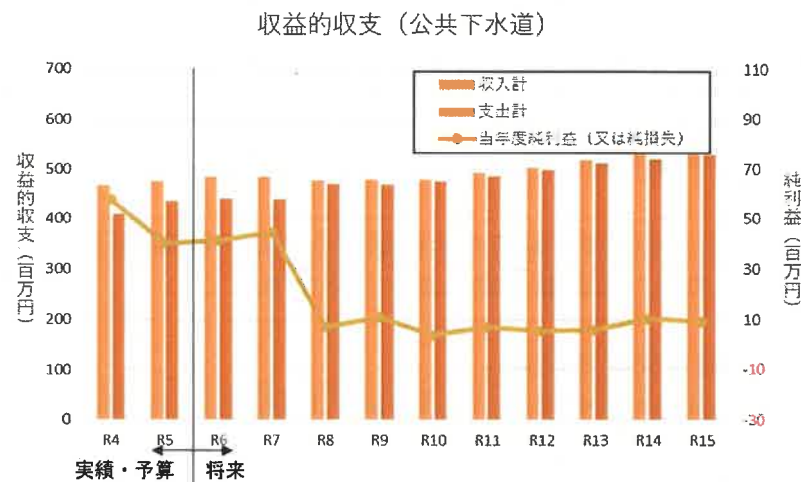


図 6-6 収益的収支（公共下水道）の見通し

(2) 資本的収支の見通し

資本的収支の見通しを図 6-7 に示す。

投資事業の実施により建設改良費が発生することから、各年度で資本的収支不足額が発生するため、内部留保資金で補てんする必要がある。

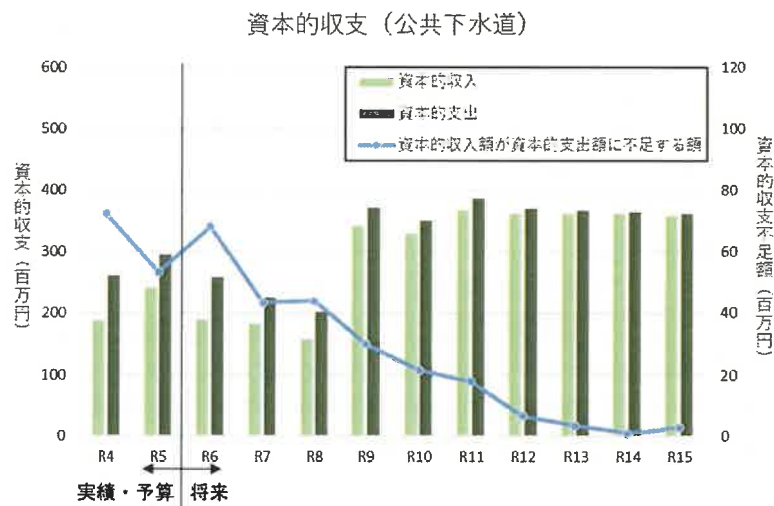


図 6-7 資本的収支（公共下水道）の見通し

(3) 建設改良費の見通し

建設改良費（公共下水道事業）の見通しを図 6-8 に示す。

令和 11 年度から令和 16 年度までは、約 4,000 万円程度の新規整備事業を行う予定である。また、令和 6 年度から令和 8 年度までは 3,000 万円、令和 9 年度から令和 18 年度の 10 年間で、毎年 2 億円程度の管渠改築事業費が発生する見込みである。新規整

備事業と管渠改築事業費以外の建設改良費は、ストックマネジメント計画で計画されているマンホールポンプの改築、管渠やマンホールポンプの設計などにかかる費用や流域下水道建設負担金となっている。

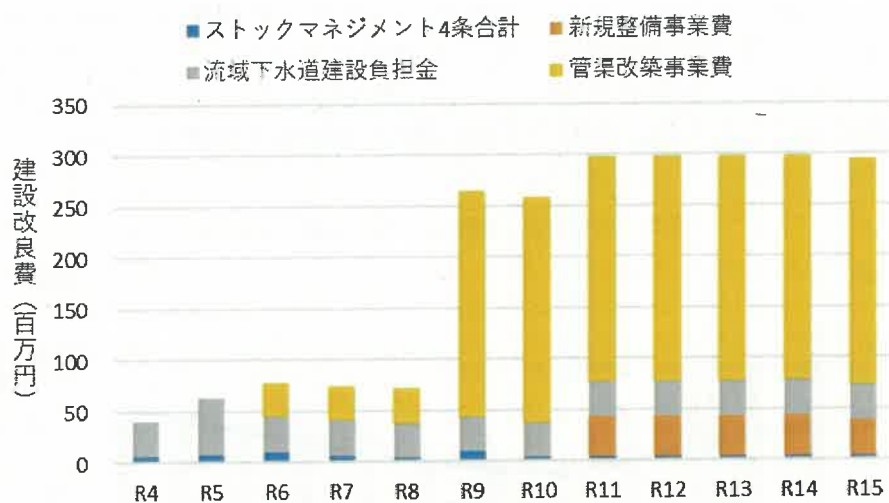


図 6-8 建設改良費（公共下水道）の見通し

(4) 企業債の見通し

企業債（公共下水道事業）の見通しを図 6-9 に示す。

企業債残高は、新規の起債額よりも元金償還金の方が大きいため、図 6-8 に示すように、令和 4 年度から緩やかに減少しており、その傾向は令和 8 年度まで継続する見通しである。令和 6 年度から令和 8 年度までは管渠の更新費は 3,000 万円であるが、令和 9 年度からは管渠の更新費用が年約 2 億円計上され、さらに令和 11 年度からは新規事業による建設改良費が年約 4,000 万円計上される。この結果、元金償還金を超える起債が必要になるため、令和 9 年度以降の元金残高は増加する。

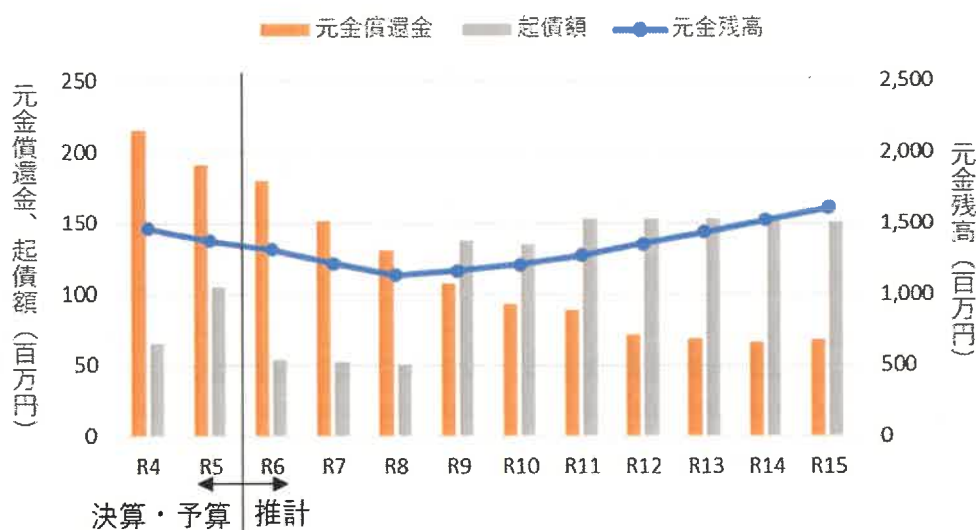


図 6-9 企業債（公共下水道）の見通し

(5) 繰入金の見通し

a) 収益的収入に係る繰入金

収益的収入に係る繰入金の金額は、平成 30 年度から令和 4 年度に公共下水道事業に繰り入れられた実繰入金の割合を用いて算出した。

公共下水道事業の繰入金（収益的・資本的）の過年度実績を表 6-8 に示す。

表 6-8 繰入金（収益的・資本的）過年度実績（公共下水道）

	繰入金 (収益的)	繰入金 (資本的)	繰入金 合計
平成30年度	51,472,000	146,351,000	197,823,000
令和元年度	37,374,000	132,985,000	170,359,000
令和2年度	70,934,000	108,066,000	179,000,000
令和3年度	42,953,908	117,430,445	160,384,353
令和4年度	30,270,456	122,702,883	152,973,339
計	233,004,364	627,535,328	860,539,692
割合	27%	73%	100%

また、繰入金基準額は各項目ごとに将来値を推計し、その基準額を超えて計上された収益的繰入金については、基準外繰入金としている。
各項目ごとの繰入金基準額の推計方法を表 6-9 に示す。

表 6-9 基準内繰入金基準額の内訳と推計方法（収益的）（公共下水道）

項目	推計方法
水質規制費	過年度平均
高資本費	R5で打ち切り
臨時財政特例債	R13に0円になるように設定
流域下水道の建設に要する経費	過年度平均
分流式下水道等に要する経費	污水处理費－使用料収入
地方公営企業法に適用に要する経費	R2からR4の減少率が継続すると設定
経営戦略の策定・改定に要する経費	0円で固定

将来の収益的・資本的収入に係る繰入金額は、過年度の実績割合に基づき設定した。

過年度及び将来における収益的収入に係る繰入金の基準額と、過年度及び将来における実繰入金額の比較を図 6-10 に示す。



図 6-10 収益的収入に係る繰入金の基準額及び繰入金額（公共下水道）

令和 15 年度まで、公共下水道事業に繰り入れられる繰入金はいずれも基準内繰入金となっており、額は基準額を下回る水準にとどまる。図 6-10 に示すとおり、平成 30 年から令和 4 年度までも同様の傾向が確認されることから、本計画でもこの傾向が継続すると想定し、収益的収入に係る繰入金額を設定した。

収益的収入に係る繰入金（公共下水道）の将来推移を図 6-11 に示す。

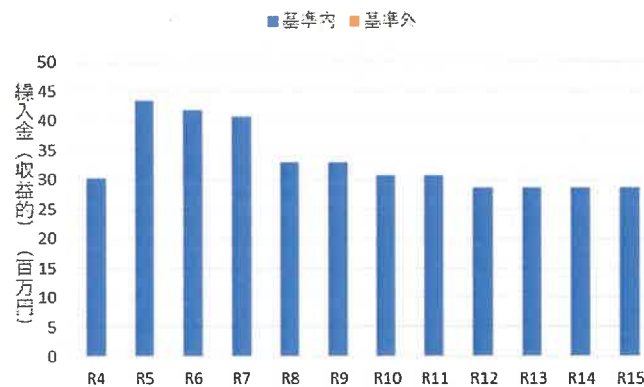


図 6-11 収益的収入に係る繰入金（公共下水道）の見通し

b) 資本的収入に係る繰入金

資本的収入に係る繰入金の金額は、収益的収入に係る繰入金と同様に、平成30年度から令和4年度に公共下水道事業に繰り入れられた実繰入金の割合を用いて算出した。

また、繰入金基準額は各項目ごとに将来値を推計し、その基準額を超えて計上された収益的繰入金については、基準外繰入金としている。

各項目ごとの繰入金基準額の推計方法を表 6-10'に示す。

表 6-10 繰入金の内訳と推計方法（資本的）（公共下水道）

項目	推計方法
資本勘定他会計補助金等	過年度平均
臨時財政特例債等	R13に0円になるように設定

過年度及び将来における資本的収入に係る繰入金の基準額と、過年度及び将来における実繰入金額の比較を図 6-12 示す。

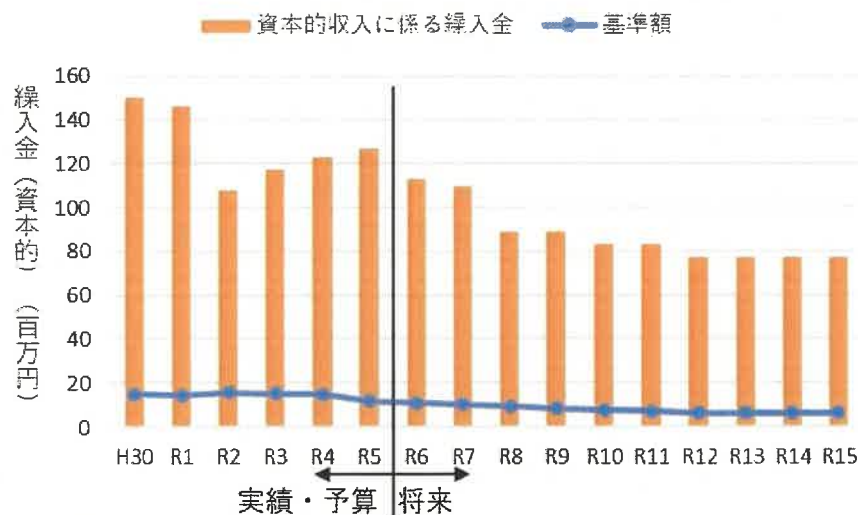


図 6-12 資本的収入に係る繰入金の基準額及び繰入金額（公共下水道）

資本的収入に係る繰入金は、令和 30 年度から令和 4 年度かけても基準額を超えて繰入金が繰り入れられており、この傾向が将来も継続すると想定して将来値を設定した。

将来における基準外繰入金は、繰入金総額の約 8 割強を占めており、令和 13 年度以降は臨時財政特例債等がなくなるため、基準外繰入金の割合は 9 割を超える見込みである。

資本的収入に係る繰入金（公共下水道）の推移を図 6-13 に示す。

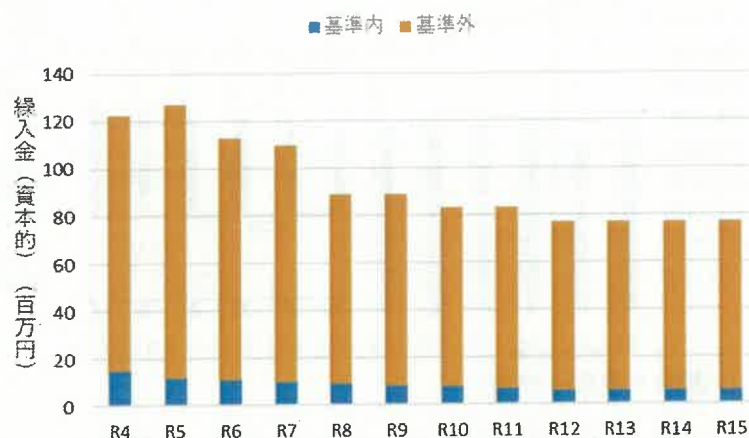


図 6-13 資本的収入に係る繰入金（公共下水道）の見通し

(6) 内部留保資金の見通し

内部留保資金の見通しを図 6-14 に示す。

公共下水道事業における内部留保資金は、将来においても増加傾向を維持する見通しであるが、令和 15 年度時点でも内部留保資金目標額には達しない結果となった。

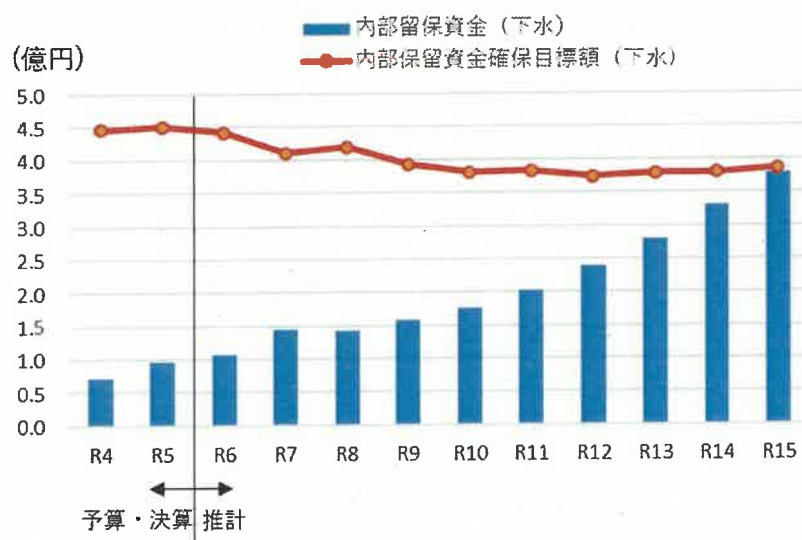


図 6-14 内部留保資金（公共下水道）の見通し

(7) 経費回収率の見通し

経費回収率の見通しを図 6-15 に示す。

公共下水道事業における経費回収率は、令和 7 年度までは 90%を超えて推移していた。しかし、令和 8 年度以降、流域維持管理負担金単価の値上がりに伴い、80%近くまで減少する見通しとなった。

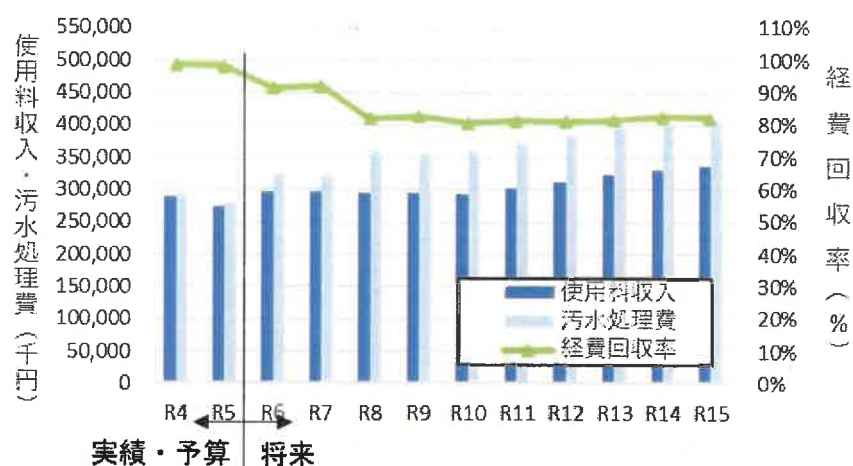


図 6-15 経費回収率（公共下水道）の見通し

(8) 投資・財政計画（収支計画）

計画期間内の投資・財政計画を表 6-11 に示す。

表 6-11 投資・財政計画 公共下水道事業 (1/2)

【鳳山町 公共下水道】
収益的収支の推移

区 分		年 度	R4 2022年度 (決算)	R5 2023年度 (予算)	R6 2024年度 (推計)	R7 2025年度 (推計)	R8 2026年度 (推計)	R9 2027年度 (推計)	R10 2028年度 (推計)	R11 2029年度 (推計)	R12 2030年度 (推計)	R13 2031年度 (推計)	R14 2032年度 (推計)	R15 2033年度 (推計)
収 益	1. 営業 業 収 益	(A)	289,369	290,133	296,745	296,129	294,958	294,483	292,615	302,784	312,891	323,218	332,137	336,020
	(1) 料 金 収 入	(B)	289,311	290,099	296,680	296,064	294,893	294,418	292,550	302,719	312,826	323,153	332,072	335,955
	(2) 受 託 工 事 収 益	(B)	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
収 益	(3) そ の 他		58	33	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
	2. 営業 業 外 収 益		177,504	186,276	186,781	188,065	182,682	184,606	186,070	189,575	191,258	195,035	198,802	202,545
	(1) 補 助 金		34,270	48,455	44,819	43,718	36,015	36,015	33,814	33,814	31,613	31,613	31,613	31,613
収 益	他 会 計 補 助 金		30,270	43,455	41,819	40,718	33,015	33,015	30,814	30,814	28,613	28,613	28,613	28,613
	そ の 他 補 助 金		4,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		142,950	139,539	141,484	143,869	146,189	148,113	151,778	155,283	159,167	162,944	166,711	170,454
収 益	(3) そ の 他	(C)	284	282	478	478	478	478	478	478	478	478	478	478
	1. 営業 業 収 入	(C)	466,873	476,409	483,526	484,194	477,640	479,089	478,685	492,359	504,149	518,253	530,939	538,585
	(1) 職 員 給 与		378,341	401,549	419,864	420,492	453,827	452,918	458,982	468,896	480,935	483,158	499,901	507,136
収 益	基 礎 施 設 給 付 費		24,938	23,944	23,782	23,782	23,782	23,782	23,782	23,782	23,782	23,782	23,782	23,782
	退 職 給 付 費		23,307	22,405	22,243	22,243	22,243	22,243	22,243	22,243	22,243	22,243	22,243	22,243
	そ の 他		1,631	1,539	1,538	1,539	1,539	1,539	1,539	1,539	1,539	1,539	1,539	1,539
収 益	(2) 経 費		175,728	201,257	217,482	216,547	248,437	246,211	247,537	253,100	260,149	267,392	269,198	271,646
	動 力 費		3,292	4,585	2,904	2,950	2,986	3,052	3,091	3,234	3,380	3,533	3,674	3,720
	修 繕 費		2,077	10,243	6,501	6,618	6,751	6,886	7,023	7,164	7,307	7,453	7,602	7,750
支 出	材 料 費		94	129	106	108	110	112	114	117	119	121	124	124
	そ の 他		170,265	186,300	207,971	206,871	238,580	236,161	237,309	242,585	249,343	256,285	257,798	260,200
	(3) 減 価 償 却 費		177,675	176,348	178,600	180,163	181,608	182,925	187,643	192,014	197,004	201,984	206,921	211,708
支 出	2. 営業 業 外 収 入		31,315	34,297	22,064	18,885	16,807	15,379	15,927	16,634	17,831	19,251	20,707	22,200
	(1) 支 払 利 息		30,947	26,297	22,064	18,885	16,807	15,379	15,927	16,634	17,831	19,251	20,707	22,200
	(2) そ の 他		368	8,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経 常 支 出	支 出 計	(D)	409,656	435,846	441,928	439,377	470,634	468,297	474,889	485,530	498,766	512,409	520,608	529,336
	(C)-(D)	(E)	57,217	40,563	41,598	44,817	7,008	10,792	3,796	6,829	5,383	5,843	10,331	9,229
	経 常 損 益	(F)	503	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 収 入	特 別 収 入	(G)	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特 別 損 失	(H)	499	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
	特 別 損 失	(H)	499	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
当 年 度 純 利 益 (又は純損失) (E)+(H)			57,716	40,562	41,597	44,816	7,005	10,791	3,795	6,828	5,382	5,843	10,330	9,228

表 6-11 投資・財政計画 公共下水道事業 (2/2)

資本的収支の推移		年 度												(単位:千円)	
区分	年 度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	(単位:千円)	(推計)
		2022年度 (決算)	2023年度 (予算)	2024年度 (推計)	2025年度 (推計)	2026年度 (推計)	2027年度 (推計)	2028年度 (推計)	2029年度 (推計)	2030年度 (推計)	2031年度 (推計)	2032年度 (推計)	2033年度 (推計)		
資本的収支	1. 企業資本費平準化債	65,100	104,800	54,500	52,100	50,700	137,700	134,700	152,800	152,800	152,800	152,800	152,800	150,900	
	2. 他会計出資金	32,200	12,000	900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 他会計補助金	122,703	127,000	112,627	109,663	88,916	88,916	82,989	82,989	77,061	77,061	77,061	77,061	77,061	
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(都道府県)補助金	0	9,500	21,616	19,883	18,398	115,033	111,733	131,818	131,818	131,818	131,818	131,818	129,703	
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 工事費	74	1	0	0	0	0	0	1,157	1,157	1,157	1,166	1,166	1,035	
	9. その他	187,877	241,301	188,743	181,646	158,014	341,649	329,422	368,764	362,836	362,836	363,095	363,095	358,699	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収入	1. 建設改良費	187,877	241,301	188,743	181,646	158,014	341,649	329,422	368,764	362,836	362,836	363,095	363,095	358,699	
	2. 企業職員給与費	45,258	103,041	77,396	73,931	70,961	264,231	257,631	297,801	297,801	297,801	298,101	298,101	293,571	
	3. 企業債借入金返還金	214,878	191,433	179,496	151,086	130,941	107,276	93,177	88,649	71,531	68,422	65,934	65,934	67,966	
	4. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(D)の計		260,136	294,474	256,892	225,017	201,902	371,507	350,808	386,450	369,332	366,223	364,035	364,035	361,537	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		72,259	53,173	68,149	43,371	43,888	29,858	21,366	17,686	6,496	3,387	940	940	2,898	
補填財源	1. 繰越勘定留保資金	34,725	36,809	37,116	36,294	35,419	34,812	35,865	36,731	37,837	39,040	40,210	41,254	41,254	
	2. 利益剰余金処分額	57,716	40,562	41,597	44,816	7,005	10,791	3,795	6,828	5,382	5,843	10,330	9,228	9,228	
	3. 繰越工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(F)の計		92,441	77,371	78,713	81,110	42,424	45,603	39,660	43,559	43,219	44,883	50,540	50,482	50,482	
補填財源不足額 (E)-(F)		△ 20,182	△ 24,198	△ 10,564	△ 37,739	1,464	△ 15,745	△ 18,274	△ 25,873	△ 36,723	△ 41,496	△ 48,600	△ 47,644	△ 47,644	
他会計借入金残高	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(H)	1,469,953	1,373,320	1,313,426	1,214,440	1,134,199	1,164,624	1,206,147	1,270,298	1,351,567	1,435,945	1,522,910	1,522,910	1,605,844	
他会計借入金		1,469,953	1,373,320	1,313,426	1,214,440	1,134,199	1,164,624	1,206,147	1,270,298	1,351,567	1,435,945	1,522,910	1,522,910	1,605,844	
地会計借入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益的収支	1. 収益的収支	30,270	43,455	41,819	40,718	33,015	33,015	30,814	30,814	28,613	28,613	28,613	28,613	28,613	
	うち基準内繰入金	30,270	43,455	41,819	40,718	33,015	33,015	30,814	30,814	28,613	28,613	28,613	28,613	28,613	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 資本的収支	122,703	127,000	112,627	109,663	88,916	88,916	82,989	82,989	77,061	77,061	77,061	77,061	77,061	
	うち基準内繰入金	14,668	11,728	10,895	10,062	9,229	8,396	7,563	6,730	5,897	5,893	5,893	5,893	5,893	
	うち基準外繰入金	108,035	115,272	101,732	99,601	79,687	80,520	75,426	76,259	71,164	71,168	71,168	71,168	71,168	
	3. 合 計	152,973	170,455	154,446	150,381	121,931	121,931	113,803	113,803	105,674	105,674	105,674	105,674	105,674	
内部留保資金の推移															
前年度末内部留保資金	減価償却費	-	71,336	95,534	106,098	143,837	142,373	158,118	176,392	202,265	238,988	280,484	330,084	330,084	
	長期前払金(又はは種損失)	-	176,348	176,600	180,163	181,608	182,925	187,643	192,014	197,004	206,921	211,708	211,708	211,708	
	当年度純利益	-	139,539	141,484	143,869	146,189	148,113	151,778	155,283	159,167	162,944	166,711	170,454	170,454	
	資本的収支不足額	-	40,562	41,597	44,816	7,005	10,791	3,795	6,828	5,382	5,843	10,330	9,228	9,228	
	内部留保資金	-	53,173	68,149	81,110	92,441	92,441	92,441	92,441	92,441	92,441	92,441	92,441	92,441	
	内部留保資金増額	-	95,534	106,098	143,837	146,189	148,113	151,778	155,283	159,167	162,944	166,711	170,454	170,454	
	内部留保資金目標額	-	450,932	442,824	410,301	419,969	392,649	380,424	382,166	373,294	378,848	379,622	385,595	385,595	
	内部留保資金目標額を確保しているか	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	